【J特揭診療料】40処置

処置·手術

【I-2 (医療機能の分化・強化/医療従事者の負担軽減等の推進)-®】 手術・処置の時間外等加算1の施設基準の見直し 骨子【I-2(8)】

●手術・処置の時間外等加算1の施設基準の見直し

施設基準

現行	改定
【手術・処置の時間外等加算1】	【手術・処置の時間外等加算1】
[施設基準]	[施設基準]
(2) 当該加算を算定している全ての診療科において予定手術に係る術者及び第一助手について、その手術の前日の夜勤時間帯(午後 10 時から翌日の午前5時までをいう。以下、同様とする。)に当直、夜勤及び緊急呼び出し当番(以下、「当直等」という。)を行っている者があるかを確認し、当直等を行った者がある場合は、該当する手術と当直等を行った日の一覧を作成していること。 (3) (2) の当直等を行った日が年間 12 日以内であること。	(3) (2) の当直等を行った日が年間12 日 以内(当直医師を毎日6人以上配置す る保険医療機関が、全ての診療科につ いて届出を行う場合にあっては 24日以 内)であること

●処置の小児加算

6歳未満の乳幼児加算点数の見直し

所定点数ではなく加算点数

項目	現行	改 定
J000 創傷処置	50点	<u>55点</u>
J001 熱傷処置	50点	55点
J005 脳室穿刺	100点	<u>110点</u>
J006 後頭下穿刺	100点	<u>110点</u>
J007 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺	100点	<u>110点</u>
J008 胸腔穿刺		
(洗浄、注入及び排液を含む。)	100点	<u>110点</u>
J010 腹腔穿刺(人工気腹、洗浄、		
注入及び排液を含む。)	100点	<u>110点</u>
J011 骨髄穿刺	100点	<u>110点</u>
J012 腎嚢胞又は水腎症穿刺	100点	<u>110点</u>
J017-2 リンパ管腫局所注入	50点	<u>55点</u>
J018 喀痰吸引(1日につき)	75点	83点
J018-3 干渉低周波去痰器による		
喀痰排出(1日につき)	75点	83点

●処置の小児加算

所定点数ではなく加算点数

6歳未満の乳幼児加算点数の見直し

項目	現 行	改定
J042 腹膜灌流(1日につき) 1 連続携行式腹膜灌流 注2	導入期(14日間) 1,000点	導入期(14日間) 1.100点
J043-3 ストーマ処置(1日につき) J044 救命のための気管内挿管 J050 気管内洗浄(1日につき)	15日目~30日目 500点 50点 50点 100点	15日目~30日目 550点 55点 55点 110点

新生児又は3歳未満の乳幼児加算点数の見直し

所定点数ではなく加算点数

項目	現 行		改	定
J036非還納性ヘルニア徒手整復法	新生児 3歳未満		新生児 3歳未満	<u>110点</u> <u>55点</u>

●処置の小児加算

3歳未満の乳幼児加算点数の見直し

所定点数ではなく加算点数

項目	現行	改定
J002 ドレーン法(ドレナージ)(1日につき)	100点	<u>110点</u>
J019 持続的胸腔ドレナージ(開始日)	100点	110点
J020 胃持続ドレナージ	100点	110点
J021 持続的腹腔ドレナージ(開始日)	100点	<u>110点</u>
J022 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸	50点	<u>55点</u>
J051 胃洗浄	100点	<u>110点</u>
J054-2 皮膚レーザー照射療法		
(一連につき)	2,000点	<u>2.200点</u>
J116 関節穿刺(片側)	100点	<u>110点</u>
J117 鋼線等による直達牽引(2日目以降。		
観血的に行った場合の手技料を		
含む。)(1局所を1日につき)	50点	55点
ギプス	所定点数の	所定点数の
通則3	50/100	<u>55/100</u>
区分番号(J122~J129-4)		

●点数、注の見直し

J000 創傷処置

現 行	改 定
【創傷処置】	【創傷処置】
1 100平方センチメートル未満 45点	1 100平方センチメートル未満 45点
2 100平方センチメートル以上	2 100平方センチメートル以上
500平方センチメートル未満	500平方センチメートル未満
55点	60点
3 500平方センチメートル以上	3 500平方センチメートル以上
3,000平方センチメートル未満	3,000平方センチメートル未満
85点	90点
4 3,000平方センチメートル以上	4 3,000平方センチメートル以上
6,000平方センチメートル未満	6,000平方センチメートル未満
155点	160点
5 6,000平方センチメートル以上 270点	5 6,000平方センチメートル以上 275点
注4 4及び5については、6歳未満の乳幼	注3 5については、6歳未満の乳幼児の
児の場合は、50点を加算する。	場合は、 <u>55点</u> を加算する。

所定点数

【IV-6(効率化等による制度の持続可能性の向上/医薬品等の適正評価)-③】 人工腎臓の適正な評価 骨子【IV-6(4)】

●J038 人工腎臓

現 行	改 定
【J038 人工腎臓】	【J038 人工腎臓】
1 慢性維持透析を行った場合	1 慢性維持透析を行った場合
イ 4時間未満の場合	イ 4時間未満の場合
2,030点	2.010点
ロ 4時間以上5時間未満の場合	ロ 4時間以上5時間未満の場合
2,195点	2.175点
ハ 5時間以上の場合	ハ 5時間以上の場合
2,330点	<u>2.310点</u>
2 慢性維持透析濾過(複雑なもの)	2 慢性維持透析濾過(複雑なもの)
を行った場合	を行った場合
2,245点	2.225点

人工腎臓の適正な評価 骨子[IV-6(4)] ●J038 人工腎臓	
現行	改 定
【J038 人工腎臓】	【J038 人工腎臓】
注3 著しく人工透析が困難な障害者等に対して 行った場合は、1日につき120点を加算する。	注3 著しく人工透析が困難な障害者等に対して 行った場合は、1日につき120点を加算する。
[対象患者]	[対象患者]
「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年	難病の患者に対する医療等に関する法律第五
4月17日衛発第242号)の別紙の第3に掲げる	条に規定する指定難病(原則同法第七条第四項
疾患に罹患している者として都道府県知事から	に規定する医療受給者証を交付されているもの
医療受給者証の発行を受けている患者であって	(同法第七条第一項第2号に規定する特定医療
介護を要するもの。	費の支給認定に係る基準を満たすことを診断
ただし、フエンについて	できる場合を含む。)に限る。)又は「特定疾患

除く)

ただし、スモンについて は過去に公的な認定を 受けたことが確認できる 場合等を含む。 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条に規定する指定難病(原則同法第七条第四項に規定する医療受給者証を交付されているもの(同法第七条第一項第2号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすことを診断できる場合を含む。)に限る。)又は「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日衛発第242号)に掲げる疾患(当該疾患に罹患しているものとして都道府県知事から受給者証の交付を受けているものに限る。)に罹患している者として都道府県知事から医療受給者証の発行を受けている患者であって介護を要するもの。(腎疾患により受給者証を発行されているものを

【 IV-5(効率化等による制度の持続可能性の向上/重症化予防の推進)-③ 】 人工透析患者の下肢末梢動脈疾患重症化予防の評価 骨子【 IV-5(3)】

●人工透析患者の下肢末梢動脈疾患重症化予防の評価

新設

J038 人工腎臓

届出

注10 下肢末梢動脈疾患指導管理加算

100点

◆3月4日の厚労省資料 慢性維持透析全員に下肢末梢動脈疾患の 重症度評価→患者指導

[算定要件]

- ① 慢性維持透析を実施している患者全員に対し、「血液透析患者における心血管合併症の評価と治療に関するガイドライン」等に基づき、下肢動脈の触診や下垂試験・挙上試験等を実施した上で、虚血性病変が疑われる場合には足関節上腕血圧比(ABI)検査又は皮膚組織灌流圧(SPP)検査によるリスク評価を行っていること。
- ② ABI検査0.7以下又はSPP検査40mmHg以下の患者については、患者や家族に説明を行い、同意を得たうえで、専門的な治療体制を有している保険医療機関へ紹介を行っていること。

また、当該医療機関が専門的な治療体制を有している医療機関の要件を満たしている場合は、当該医療機関内の専門科と連携を行っていること。

①・②の内容を、診療録に記載していること。

【 Ⅳ - 5(効率化等による制度の持続可能性の向上/重症化予防の推進)-3】 人工透析患者の下肢末梢動脈疾患重症化予防の評価 骨子【Ⅳ-5(3)】

●人工透析患者の下肢末梢動脈疾患重症化予防の評価

別添2の様式49の3の2

「施設基準〕

- (1) 当該医療機関において慢性維持透析を実施している全ての患者に対し、下肢末梢動脈疾患 に関するリスク評価を行っていること。また、当該内容を元に当該医療機関において慢性維 持透析を実施している全ての患者に指導管理等を行い、臨床所見、検査実施日、検査結果及 び指導内容等を診療録に記載していること。
- (2) 検査の結果、ABI検査0.7以下又はSPP検査40mmHg以下の患者については、患者や家族 に説明を行い、同意を得た上で、専門的な治療体制を有している医療機関へ紹介を行ってい ること。また、当該医療機関が専門的な治療体制を有している医療機関の要件を満たしてい る場合は、当該医療機関内の専門科と連携を行っていること。
- (3) 専門的な治療体制を有している医療機関をあらかじめ定めた上で、当該医療機関について 事前に届出を行っていること。また、当該医療機関について、院内掲示をすること。なお、 専門的な治療体制を有している医療機関とは、次に掲げるアからウまでの全ての診療科を標 榜している病院のことをいう。※自院において上記標榜科を満たして診療科間連携でも可能 ア 循環器科

 - イ 胸部外科又は血管外科
 - ウ 整形外科、皮膚科又は形成外科

透析患者における下肢末梢動脈疾患(peripheral arterial diseases:PAD)について

- 透析患者の中には、下肢末梢動脈疾患を有するものが存在するが、それらの中には、早期発見が遅れ、下肢切断に至るケースも一定数ある。
- 慢性透析患者における四肢切断患者数は増加する傾向にあり、2013年末において、四肢切断既往の 患者の占める割合は3.6%であった。

透析患者における下肢末梢動脈疾患について

- 透析患者ではすでに<u>透析導入時より動脈硬化が高度</u>で、かつ高頻度に認められる。
- 透析患者では膝関節以下の末梢で、高度の石灰化病変を伴う頻度が高いが、症状が乏しく、早期発見に努めることが重要である。
- ・ 早期発見が遅れ、症状が進行した場合には、下肢の血流不全から潰瘍を形成し、<u>最終的に下肢切断</u> となることが多い。下肢切断に至った患者については、生命予後の低下、ADLやQOLが低下する。

慢性透析患者における四肢切断患者数の推移

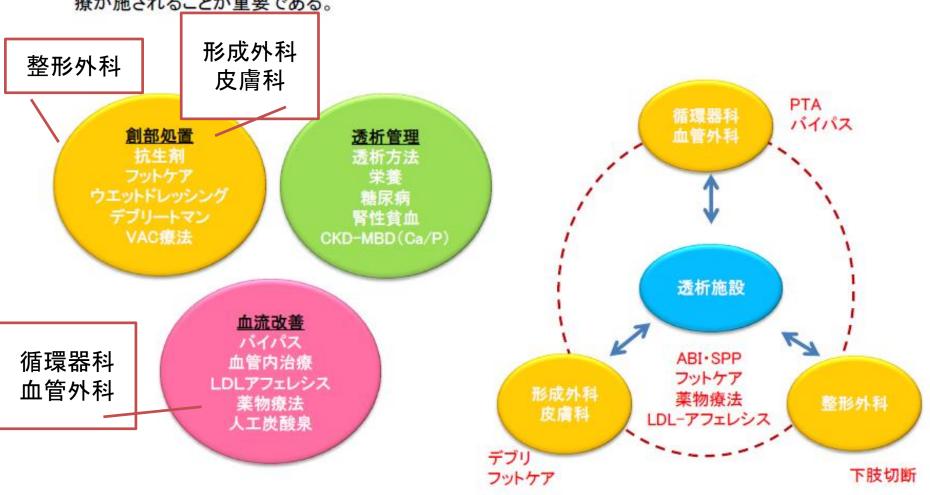
年度	慢性透析患者数 (切断有無の未記入除く)	四肢切断患者数	%
2009	224171	6486	2.9
2010	233984	7377	3.2
2011	237101	7996	3.4
2012	238135	8274	3.5
2013	240318	8634	3.6



出展:日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現況

下肢末梢動脈疾患の治療のイメージ

○ 下肢末梢動脈疾患については、ガイドラインでの記載にもあるように、複数診療科が連携し、適切な治療が施されることが重要である。



日本下肢救済·足病学会 菊池先生提供資料

「下肢抹消動脈疾患指導管理加算」

(様式49の3の2)

			*#	当する届	出事項	を 〇 で	囲むこ	٤.
1	当該医療機関において慢性維持	秀析を実施している患者	(20)					573
	関するリスク評価及び指導管理等を		1-71	U, 10	11-110	SIS III	20101172	-
(該当する ・ 該当しない)	-1 1. 0						
2	下肢末梢動脈疾患に関するリスク	7評価及び指導管理等を	行った	- 1月間	の患者	数		
	(実績期間 年 月)							人
3	ABI検査0.7以下又はSPP核	検査 40mmHg 以下の患者に	こつい	ては、全	例に患	者や	家族に	説明
	を行い、同意を得た上で専門的な流	台療体制を有している医	療機関	目へ紹介:	を行って	ている	5	
(該当する ・ 該当しない)							
4	専門的な治療体制を有している関	医療機関の名称及び当該	医療機	機関が標準	傍する	诊療和	4	
名	称:							
	循環器科	循環器科の標榜	(有	•		無	2
		標榜する診療科	(1
7	胸部外科又は血管外科	150 150 7 50 T-1	(7
アイウ	胸部外科又は血管外科 整形外科、皮膚科又は形成外科	標榜する診療科						

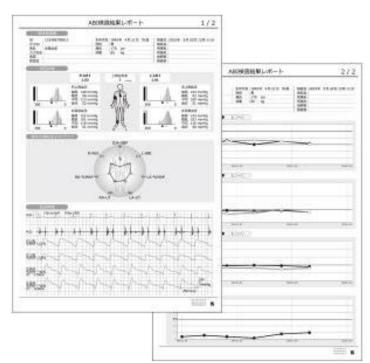
心電計との組み合わせでABI検査が可能 (接続可能心電計: ECG-1350/ECG-1250)

Hemo Surve @

株式会社 エー・アンド・デイ 医療機器認証番号 225AHBZX00028000 クラス分類 管理医療機器、特定保守管理医療機器







参考 (SPP)

名称

PAD4000





測定部位を選択します。



レーザセンサ先端部が測定部位にあたるよう設置します。



レーザセンサを設置したら、テープなどでしっかり固定します。



エアホースの向きを考慮して、カフをレーザセンサの上に巻きます。



ゆるみのない程度に、カフをしっかりと 固定します。



カフとエアホースを接続し、測定を開始して下さい。

●項目の見直し

J045-2 一酸化窒素吸入療法

新生児特定集中治療室管理料又は 総合周産期特定集中治療室管理料 の届出を行っていればよい。

JU45-2 一数化至系吸入療法	
現 行	改定
【一酸化窒素吸入療法】	【一酸化窒素吸入療法】
920点	1 新生児の低酸素性呼吸不全に対して実施する場合1.680点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準 に適合するものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において 行われる場合に限り算定する。	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準 <u>を満たす</u> 保険医療機関において行われ る場合に限り算定する。
注2 吸入時間が1時間を超えた場合は、 1時間又はその端数を増すごとに、 920点を所定点数に加算する。	注2 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1時間までの場合、900点を所定点数に加算する。吸入時間が1時間を超える場合は、900点に吸入時間が1時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する。

●項目の見直し

J045-2 一酸化窒素吸入療法

現 行	改 定
	2 その他の場合 1,680点
	注 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1時間までの場合、900点を所定点数に加算する。 吸入時間が1時間を超える場合は、900点に吸入時間が1時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する。

●点数の見直し

項目	現 行	改 定
J001-7 爪甲除去(麻酔を要しないもの)	45点	<u>60点</u>
J034 イレウス用ロングチューブ挿入法	200点	610点

新設

届出 J007-2 硬膜外自家血注入

800点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局 長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 注2 硬膜外自家血注入に伴って行われた採血及び穿刺等の費用は、所定点数に 含まれるものとする

[施設基準]

- (1) 脳神経外科、整形外科、神経内科又は麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 脳神経外科、整形外科、神経内科又は麻酔科について5年以上及び当該療養について1年以上の経験を有している常勤の医師が1名以上配置されていること。また、当該医師は、当該療養を術者として実施する医師として3例以上の症例を実施していること。
- (3) 病床を有していること。
- (4) 当直体制が整備されていること。
- (5) 緊急手術体制が整備されていること。
- (6) 当該処置後の硬膜下血腫等の合併症等に対応するため、(2) について脳神経外科又は整形外科の医師が配置されていない場合にあっては、脳神経外科又は整形外科の専門的知識及び技術を有する医師が配置された医療機関との連携体制を構築していること

【 III −8(重点的な対応が求められる分野/イノベーションの適切な評価)ー⑥】 手術等医療技術の適切な評価 骨子【 III −8(8)】

●硬膜外自家血注入療法 J007-2 硬膜外自家血注入

(資料3)

(1) 概要

脳脊髄液が漏出している部分の硬膜外に自家血を注入し、血液と硬膜外腔 組織の癒着・器質化により髄液が漏れ出ている部分を閉鎖し、漏出を止めるもの である。

(2) 手技等

・ 15~40ml程度の静脈採血を行う。硬膜外穿刺用の針を用いて、抵抗消失法にて硬膜外穿刺を行い、自家血を注入する。

腰椎穿刺後低髄液圧症と診断され硬膜外自家血注入療法で治療された 患者のうち、全寛解77%、部分寛解19%、寛解せずがわずか4%であった (ANESTHESIOLOGY 95(2): 334-339, 2001)。

【参考】

硬膜外自家血注入療法のイメージ図

「硬膜外自家血注入」

様式	48	の	6	

硬膜外自家血注入の施設基準に係る届出書添付書類

1	標榜診療科名	(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)	
---	--------	-----------------------	--

14

2 脳神経外科、整形外科、神経内科又は麻酔科の経験を5年以上(及び当該療養の経験を 1年以上)有するとともに、当該処置について術者として3例以上の経験を有する常勤の 医師

	5 即			
	診療科名	常勤医師の氏名	経験年数	経験症例数
				例
				例
3	緊急手術が可能な体制	有	• 無	
4	当直体制の概要			
5	合併症等に備えた連携		-	

体制の構築 [記載上の注意]

- 1 「2」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。
- 2 「2」については医師が経験した当該処置の症例一覧(実施年月日、処置名、患者の性別、年齢、主病名)及び当該療養の経験年数が分かる書類を添付すること。
- 3 当該届出は、病床を有する保険医療機関のみ可能であること。
- 4 「5」について、当該処置後の 硬膜下血腫等の合併症等に対応するため、脳神経 外科又は整形外科の医師が配置されていない場合、脳神経外科又は整形外科の専門 的知識及び技術を有する医師が配置された医療機関と連携体制を構築していること。

(様式48の6,52)

様ま	£ 52									
		[]	検査・	手術	定例−	-覧	
	実 施年月日	検査名・	手術名	患者性別	患者		±	病	名	

様式4

[

] に勤務する従事者の名簿

No	職 種	氏	名	要为	務	0		様		動	務	時	RF)	備	考
				({	非專	英	{ 非	任						
				({	非專	從	{ 事	任 尊任						
17				(* 数 非常動	{	非專	從	{ 非	任						
				{ 常 動 非常動	{	非專	從	1 321	任						
				{ * 助 非常動	{	非專行	從從	{ #	任						
				{ 常 動 非常動	{	非專	從	{ #	任						
				(本数 (非本動	{	非專	從	{ #	任						
				{ * 助 非常動	{	非專	從	{ #	任						
				(非專	從	1 非	任						
				({	非專	從	{ #	任						
				({	非專	從	1 #1	任						
				({	非專	從	1 #	任						
				({	非專	從	1 #1	任						
- 6				{ 常 勤 非常勤	{	非專	從	{ 非	任						
				(常 動 非常動	{	非專	從	等	任						
				(* 助 非常助	{	非專	挺	{ <mark>等</mark> 非	任						

[記載上の注意]

- 1 []には、当該届出の施設基準の名称を記入すること。
- 2 病棟 (看護単位)・治療室ごと、職種ごとに区分して記入すること。
- 3 職種の欄には、医師、看護師又は准看護師等と記入すること。
- 4 勤務時間には、就業規則等に定める所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。

「硬膜外自家血注入」 (様式4)

新設

J026-4 ハイフローセラピー(1日につき)

160点

[算定要件]

- (1) 動脈血酸素分圧が60mmHg以下又は経皮的動脈血酸素飽和度が90%以下の急性呼吸不全の患者に対して実施した場合に限り算定する。なお、算定に当たっては、動脈血酸素分圧又は経皮的酸素飽和度の測定結果について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- (2) 区分番号「C103」在宅酸素療法指導管理料及び区分番号「C107」在宅人工呼吸指導管理料を算定している患者(これらに係る在宅療養指導管理材料加算又は特定保険医療材料料のみを算定している者を含み、入院中の患者を除く。)については、ハイフローセラピーの費用は算定できない。

新設

届出

J043-6 人工膵臓療法

3,500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、3日を限度として算定する。

[施設基準]

- (1) 患者の緊急事態に対応する緊急検査が可能な検査体制を有していること。
- (2) 担当する医師が常時待機しており、糖尿病の治療に関し、専門の知識及び少なくとも 5年以上の経験を有する常勤の医師が2名以上配置されていること。
- (3) 人工膵臓療法を行うために必要な次に掲げる検査が当該保険医療機関内で常時実施できるよう必要な機器を備えていること。
 - ア 血液学的検査

赤血球沈降速度、赤血球数、白血球数、血小板数、ヘマトクリット値、

ヘモグロビンA1C、血液浸透圧

- イ 生化学的検査
 - グルコース、アンモニア、ケトン体、アミラーゼ、総窒素、尿素窒素、総コレステロール、 インスリン、グルカゴン、ナトリウム、クロール、カリウム、無機リン、カルシウム
- (4) 100人以上の糖尿病患者を入院又は外来で現に管理していること。
- (5) 入院基本料(特別入院基本料を除く。)を算定していること。
- (6) 前記各項でいう「常時」とは、勤務態様の如何にかかわらず、午前O時より午後12時までの間のことである。
- (7) 医療法第30条の4第1項に規定する医療計画との連携も図りつつ、地域における当該療法に使用する機器の配置の適正にも留意されていること。

人工膵臓療法

(様式24の4)

	ത	

人工膵臓検査及び人工膵臓療法の施設基準に係る届出書添付書類

当該検査用の器械・器具の 名称、台数等			
緊急時のための手術	E		平方メートル
緊急検査が可能な検査体制	有・無		
	担当医	師の状況	
常時(午前〇時より午後12時ま 待機医師	での間) 日勤 その他 (名 当直 名) 名	
5年以上の経験を有する医師	常勤	名 非常勤 名	
当該医療機関内で常時(午前	〇時より午後12時まで	での間) 実施できる検査に係る機	器の名称、台数等
生化学的検査			
血液学的核查			
微生物学的検査			
画像診断			
病理学的核查			
臨	末検査技師及び診療	放射線技師等の勤務体制	
	人 数	勤 務 形	態
臨床検査技師	名		
診療放射線技師	名		
糖尿病管理	寒 患 者 数	算 定 期	[H]
想 者 数	名	年月日~	年 月 日

[記載上の注意]

- 1 「担当医師」の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。
- 2 当該地域における必要性を記載した理由書を添付すること。

様式 4

Γ

] に勤務する従事者の名簿

No	職	種	氏	名	要为	務	0	態	様		動	務	時	RF)	備	考
					({	専 非専	從	{	任 專任						
					({	専非専	從	{ *	任 専任						
1					(專非專		{ #	任事任						
					{ * 動 非常動	{	非非	從從	{ *	任 專任						
					(常 動 非常動	{	非非	從	{ #	任 専任						
					{ 常 動 非常動	{	專 非專	從從	{ #	任 専任						
					(常 動 非常動	{	非非	從	{ *	任 専任						
					{ 常 動 非常動	{	專非專	從從	{ #	任事任						
					(常 動 非常動	{	專非專	從從	5 #	任 専任						
ĺ					(常 動 非常動	{	專非專	從	{ #	任事任						
					(常 動 非常動	{	非非	從從	{ #	任事任						
					({	專非專	従	{ *	任事任						
					({	專非專	從從	5 #	任事任						
					(常 動 非常動		專非專		1 #	任事任						
					(* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	{	非非	従従	5 #	任事任						
					({	非非	従	{ *	任						

[記載上の注意]

- 1 []には、当該届出の施設基準の名称を記入すること。
- 2 病棟(看護単位)・治療室ごと、職種ごとに区分して記入すること。
- 3 職種の欄には、医師、看護師又は准看護師等と記入すること。
 - 勤務時間には、就業規則等に定める所定労働時間 (休憩時間を除く労働時間) を記入すること。

当該地域における必要性を記載すること。(理由書)

新設

J082-2 薬物放出子宮内システム処置

1 挿入術 200点

2 除去術 150点

[算定要件] 避妊を目的とするものは保険給付の対象とならない。

新設

J115-2 排痰誘発法(1日につき)

44点

[算定要件]

- (1) 排痰誘発法は、結核を疑う患者に対し、非能動型呼吸運動訓練装置を用いて患者の排痰を促し、培養検査等を実施した場合に1日につき算定する。
- (2) 患者の排痰を促し、培養検査等を目的としてネブライザー、超音波ネブライザー又は排痰誘発法を同一日に行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する。

新設

J116-5 酵素注射療法

490点

[算定要件]

酵素注射療法は、デュピュイトラン拘縮の患者に対し、コラゲナーゼ(クロストリジウムヒストリチクム)を拘縮索に注射した場合に、1回の投与(同一日に複数箇所に注射を行った場合を含む。)及び伸展処置に係る一連の手技として算定する。なお、当該注射に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

新設

J118-4 歩行運動処置(ロボットスーツによるもの) 届出

800点(1日につき)

注2 難病加算

+900点

注3 導入期加算(5週に限り)

+2.000点(1日につき)

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 注2 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病の患者であって、医療受給者証を交付されているものに対して実施された場合には、900点を所定点数に加算する。
- 注3 導入期5週間に限り、1日につき2.000点を9回を限度として加算する。

「施設基準」

- (1) 神経・筋疾患の診療及びリハビリテーションに3年以上の経験を有しており、所定の研修を修了した専任の常勤医師が1名以上勤務していること。
- (2) 従事者の職種、人数及び勤務形態並びに訓練室の具備すべき条件(装置、広さ等) について、関連学会が監修する適正使用ガイドに規定された基準を満たすこと。
- (3) 定期的に、担当の複数職種が参加し、当該処置による歩行運動機能改善効果を検討するカンファレンスが開催されていること。
- (4) 当該処置に関する記録(医師の指示、実施時間、訓練内容、担当者、歩行運動機能 改善効果に係る検討結果等)は患者ごとに一元的に保管され、常に医療従事者に より閲覧が可能であるようにすること。

「歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)」

様式 49 の 6

歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)の施設基準に係る届出書添付書類

1 専任	の常勤医師の氏	名等						
			神経・筋疾	英患	リハビリ	テーシ	ョン	所定の研修
常勤医師	の氏名	σ	診療経験	年数	の診療	経験年	数	修了年月日
				年				
				年				
				年			年	
				年			年	
2 従事	者数							
		常	専 任		名	非	専 任	名
	医師	勤	非専任		名	常動	非専任	名
		常	専 従		名	非	専 従	名
従	看護師	勤	非専従		名	常勤	非専従	名
事		常	専 従		名	非	専 従	名
者	理学療法士	勤	非専従		名	常勤	非専従	名
		*	専 従		名	非	専 従	名
数	作業療法士	勤	非専従		名	常動	非専従	名
		常	専 従		名	非	専 従	名
	その他	勤	非専従		名	常勤	非専従	名
3 訓練	室の設備等につ	いて	•					
当該処	置を実施するため	りの施設	役の面積					平方メートル
当該処	置を行うための器	器械・器	紫具の一覧	ŧ				

(様式46の6)

4	担当の複数職種	が参加する力	יענ	ファレンス	スの	詳細		
	開催頻度							
	参加戦種	医師		看護師		理学療法士	作業療法士	その他

[記載上の注意]

- 1.「1」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。 なお、次のいずれに該当する医師であるかについて備考欄に記載すること。
 - 常勤医師
 - ・常勤医師のうち、神経・筋疾患診療の経験を3年以上有している医師
 - 常勤医師のうち、リハビリテーションの経験を3年以上有している医師
 - 常勤医師のうち、神経・筋疾患診療及びリハビリテーションの経験を3年以上有している。 医師

また、当該医師の経歴(当該病院での勤務時間及び関連診療科での経験年数が分かるもの) を添付すること。

- 2. 当該処置に従事する看護師、理学療法士、作業療法士及びその他の従事者の氏名並びに勤務 の態様等について、別添2の様式49の7を添付すること。
- 3. 当該リハビリテーションが行われる機能訓練室の配置図及び平面図を添付すること。
- 4. その他、当該届出を行うに当たっては、次の要件を満たす必要があること。
- ・処置に関する記録(医師の指示、実施時間、訓練内容、担当者等)が患者ごとに一元的に保 管され、常に医療従事者により閲覧が可能であること。
- 届出に当たっては、担当の複数職種が参加するカンファレンスの議事録を、個人情報をマス クした上で、添付すること。

「歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)」

(様式4,46の7)

様式 4 [ご勤務する従事者の名簿

No	職	種	氏	名	要为	務	Ø	態	様	要力	務	時	間	備	考
					(非非		{ 専 任 非専任						
					({	非非	從從	事 任 非専任						
					({	非非	從從	{ 専 任 非専任						
					{ * 動 非常動	{	非專	提從	{ 等 任 非事任						
					(專非專		{ 専 任 非専任						
					{ * 助 非常勤		非非		{ 專 任 非專任						
					(非專		{ 専 任 非専任						
					(^木 助 非木動		非非		{ 専 任 非専任						
					(非專		{ 専 任 非専任						
					({	非非	從從	{ 等 任 非專任						
					(1	非非	23	{ 専 任 非専任						
					({	非非非	從從	{ 專 任 非專任						
					({	非非	從從	{ 専 任 非専任						
					{ * 動 非常動		非非		{ 專 任 非專任						
					(常 動 非常動		非專		{ 事 任 非專任						
					({	非非	提提	{ 専 任 非専任						

[記載上の注意]

- 1 []には、当該届出の施設基準の名称を記入すること。
- 2 病棟(看護単位)・治療室ごと、職種ごとに区分して記入すること。
- 3 職種の欄には、医師、看護師又は准看護師等と記入すること。
- 4 勤務時間には、就業規則等に定める所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。

様式49の7

歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)従事者の名簿

2/11/	里凱処直(ロホットスーンによる	TUV/14	争有い	
				所定の研修修了年月
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	
	看護師 ・ 理学療法士 作業療法士 ・ 義肢装具士 ・ その他	常勤 非常勤	専任 専従	

●注の追加

J120 鼻腔栄養

現行	改 定
【鼻腔栄養(1日につき)】	【鼻腔栄養(1日につき)】
【注の追加】	注2 間歇的経管栄養法によって行った場合には、間歇的経管栄養法加算として、 1日につき60点を所定点数に加算する。

【K特揭診療料】50 手術

手術

●【通則7 新生児・低体重児加算】に追加された項目

所定点数

項目			点数	
K513		胸腔鏡下肺切除術		
	1	肺嚢胞手術(楔状部分切除によるもの)	39,830	
	2	その他のもの	58,950	
K534-3		胸腔鏡下(腹腔鏡下を含む。)横隔膜縫合術	31,990	
K635-3		連続携行式腹膜灌流用 カテーテル腹腔内留置術	12,000	

訂正

新生児:所定点数×1.4 ×4倍

手術時体重1,500g未満:所定点数×1.5 ×5倍

手術

●通則14

現行

同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手 術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる 手術の所定点数のみにより算定する。ただし、 神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈(皮)弁術、 筋(皮)弁術、遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付き のもの)、複合組織移植術、自家遊離複合組織 移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)、粘膜移植 術若しくは筋膜移植術と他の手術とを同時に 行った場合又は大腿骨頭回転骨切り術若しくは 大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術と骨盤 骨切り術、臼蓋形成手術若しくは寛骨臼移動術と を同時に行った場合は、それぞれの所定点数を合 算して算定する。また、別に厚生労働大臣が定め る場合は別に厚生労働大臣が定めるところにより 算定する。

改定

同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手 術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる 手術の所定点数のみにより算定する。ただし、 神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈(皮)弁術、 筋(皮)弁術、遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付き のもの)、複合組織移植術、自家遊離複合組織 移植術(顕微鏡下血管柄付きのもの)、粘膜移植 術若しくは筋膜移植術と他の手術とを同時に 行った場合、大腿骨頭回転骨切り術若しくは大 腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術と骨盤骨 切り術、臼蓋形成手術若しくは寛骨臼移動術とを 同時に行った場合、喉頭気管分離術と血管結紮 術で開胸若しくは開腹を伴うものとを同時に行っ た場合又は先天性気管狭窄症手術と第10部第 1節第8款に掲げる手術を同時に行った場合は、 それぞれの所定点数を合算して算定する。また、 別に厚生労働大臣が定める場合は別に厚生 労働大臣が定めるところにより算定する。

通則17 周術期口腔機能管理後手術加算

項目	点数	算定要件
手術 通則17	200	歯科医師による <u>周術期口腔機能管理の実施後1月以内</u> に、 下記手術の何れかを <u>全身麻酔下で実施</u> した場合、 周術期口腔機能管理後手術加算として、 <u>手術の所定点数に</u> 200点を加算する。

- □ □ 腔機能管理実施者に 術後肺炎の減少あり
- ※院内パスや地域の歯科医 との連携等運用を整えて いますか?
- ●第6款(顔面・口腔・頸部)、第7款(胸部)及び 第9款(腹部)に掲げる悪性腫瘍手術
- ●第8款(心・脈管(動脈及び静脈は除く。))

<算定の留意点>

周術期口腔機能管理を実施した歯科医療機関名(歯科を併設する病院は除く。)を 診療録に記載すること。

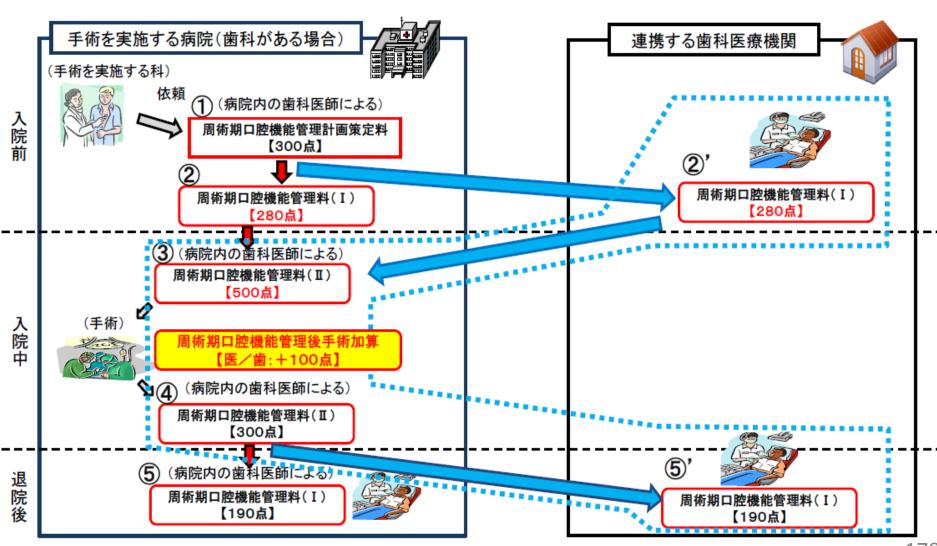
なお、悪性腫瘍手術は<mark>病理診断により</mark>悪性腫瘍であることが確認された場合に限り 算定できる。

手術 通則17 周術期口腔機能管理後手術加算



周術期における口腔機能管理のイメージ①

中医協 総一3 27.7.22



手術

【 III -8(重点的な対応が求められる分野/イノベーションの適切な評価)-⑥】 手術等医療技術の適切な評価 骨子【 III -8(8)】

■保険適用された新規医療材料等

新設

K603-2 小児補助人工心臓

(技術の例)

K603-2

小児補助人工心臓(1日につき)

出 **乳幼児加算**

投薬治療、外科手術及び補助循環では症状の改善が見込めない小児の重症心不全患者であって、小児補助人工心臓による治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に実施

した場合に算定する。

「算定要件]

1 初日 63,150点

2 2日以降30日まで 8.680点

3 31日目以降 7,680点

[施設基準]

- (1) 心臓血管手術の症例が年間100例以上であり、そのうち18歳未満の症例に対する心臓 手術が年間50例以上であること。
- (2) 11歳未満の症例に対する機械的循環補助を過去5年間で3例以上経験していること。 なお、機械的循環補助とは、補助人工心臓、左心バイパス又は左心系脱血を伴う膜型人 工肺の装着を指す。
- (3) 常勤の心臓血管外科の医師が3名以上配置されており、このうち2名以上は心臓血管 外科の経験を5年以上有しており、1名は少なくとも1例以上の補助人工心臓の経験を有 していること。
- (4) 5年以上の経験を有する小児循環器科の医師が1名以上配置されていること。
- (5) 当該療養を行うに当たり関係学会から認定され、その旨が当該学会のホームページ等で 広く周知された施設であること。

手術

【 III −8(重点的な対応が求められる分野/イノベーションの適切な評価)ー⑥】 手術等医療技術の適切な評価 骨子【 III −8(8)】

■ K603-2 小児補助人工心臓

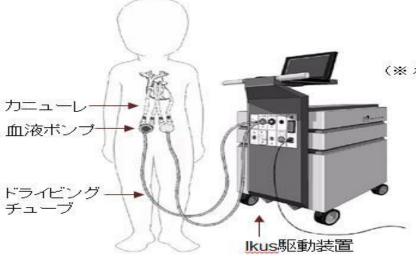
(資料1)

従来の投薬治療、外科手術及び補助循環では症状の改善が見込めない小児の重症心不全患者であって、本品による治療が当該患者にとって最善であると判断された患者に対して、心移植に達するまで又は心機能が回復するまでの循環改善を目的に使用される。

【参考】

本品写真及び使用図

本品は、本邦初の小児用補助人工心臓(体外設置式。空気圧駆動・拍動型。)

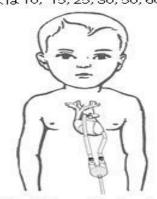


※ アクセサリーセット(PU-バルブ)は、血液ポンプ のエア抜き及びカニューレと接続する際に使用



【血液ポンプ(拡大図)】

(※ ポンプのサイズは10, 15,25,30,50,60mlの6種類。)



【装着図(左心補助の場合)】

小児補助人工心臓

(様式52,4)

様	式 52							
		[]	検査・手術組	定例−	-覧	
	実 施年月日	検査名・手術名	患者性別	患者	±	病	名	

No B	輔	Æ	名	要为	羟	o	態	菱	要为	務	BN	66	備	考
10 40	12.	24	-14	(常 動 非常動	{	專 4	_	專 任 非專任	343	1.0		100	100	-,
				({	專 4	ŧ {	專 任 非專任						
				({	專 《 非專位	{	專 任 非專任						
				({	専 化非專位	£ {	專 任 非專任						
				({	專 《 非專位		專 任 非專任						
				({	專 () 非專()		專 任 非專任						
				({	專 《 非專行	1	專 任 非專任					0	
				({	專 () 非專引	ŧ {	專 任 非專任						
				({	專 《 非專位	{	專 任 非專任						
				({	專 4 非專位		專 任 非專任						
		v.		({	非專行	{	專 任 非專任						
				(本 動 非常動	{	專 私非專行	ŧ {	專 任 非專任						
				(專 机非專机	{	專 任 非專任						
				(1		{	專 任 非專任						
				({	事 彩	1 {	專 任 非專任						
				({	專 () 非專引	{	專 任 非專任						
1 2	1] [=		i該届出の ・治療室							- 7 -	· _		

小児補助人工心臓

様式64の2

小児補助人工心臓の施設基準に係る届出書添付書類

1	届出種別							
	・新規届出 (実績期間	年	月~	年	月)		
	・再度の届出(実績期間	年	月~	年	月)		
2	心臓血管手術の実	施症例数						例
3	18 歳未満の症例に	対する心	臓手術の実	医施症例数	!			例
4	過去5年間におけ	る 11 歳未	満の症例に	こ対する機	械的循	環補具	助経験症例数	例
5	心臓血管外科の医	師の氏名	等					
常調	助医師の氏名		心臟血管	外科の経り	食年数		補助人工心臓の経験症例数	
						年		例
						年		例
						年		例
						年		例
						年		例
6	小児循環器科の医師	師の氏名	÷					
医部	前の氏名		小児循環	器科の経験	食年数			
						年		
						年		
						年		
						年		
						年		
7	関連学会からの認	定を受け	ていること	を確認で	きるウュ	ェブベ	ージ	
ウ:	ェブページの名前							
ウ:	ェブページのURL	ŀ	nttp://	•				

[記載上の注意]

- 「2」は実績期間内に100例以上が必要であること。また、当該手術症例一覧(実施年月日、 手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 2. 「3」は実績期間内に50例以上が必要であること。
- 3.「4」における機械的循環補助とは、補助人工心臓、左心パイパス又は左心系脱血を伴う膜型人工肺の装着を指す。また、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 4.「5」及び「6」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。なお、次のいずれに該当する医師であるかについて備考欄に記載すること。
 - ・心臓血管外科の常勤医師
 - ・心臓血管外科の常勤医師のうち、心臓血管外科の経験を5年以上有している医師

(様式64の2)

- ・心臓血管外科の常勤医師のうち、1例以上の補助人工心臓の経験を有している医師
- ・小児循環器科の医師
- ・小児循環器科の医師のうち、小児循環器科の経験を5年以上有している医師また、当該医師の経歴(当該病院での勤務時間及び当該診療科での経験年数並びに心臓血管外科の常勤医師については機械的循環補助所定の経験の有無が分かるもの)を添付すること。
- 5. 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。
- 6. 届出に当たっては、関連学会からの認定を受けていることを確認できるウェブページのコピー等を添付すること。

【 III -8(重点的な対応が求められる分野/イノベーションの適切な評価)-⑤ 】 胃瘻造設術・胃瘻造設時嚥下機能評価加算の減算要件見直し 骨子【Ⅲ−8(7)】

●K664 胃瘻造設術 K939-5 胃瘻造設時嚥下機能評価加算

現行 【胃瘻造設術、胃瘻造設時嚥下機能 評価加算】 [施設基準]こちらも同様 胃瘻造設術を実施した症例数が1年間 に50以上である場合であって、以下のア

又はイのいずれかを満たしていない場合は 100分の80に減算。

ア)当該保険医療機関において胃瘻造設 術を行う全ての患者(以下の①から⑤ までに該当する患者を除く。)に対して、 事前に嚥下造影又は内視鏡下嚥下機 能検査を行っていること。

【胃瘻造設術、胃瘻造設時嚥下機能 評価加算】

改定

「施設基準 にちらも同様

胃瘻造設術を実施した症例数が1年間 に50以上である場合であって、以下のア 又はイのいずれかを満たしていない場合は 100分の80に減算。

ア)当該保険医療機関において胃瘻造設 術を行う全ての患者(以下の①から⑤ までに該当する患者を除く。)に対して、 事前に嚥下造影又は内視鏡下嚥下 機能検査を行っていること。

【Ⅲ-8(重点的な対応が求められる分野/イノベーションの適切な評価)-⑤】 胃瘻造設術・胃瘻造設時嚥下機能評価加算の減算要件見直し 骨子【Ⅲ-8(7)】

●K664 胃瘻造設術

K939-5 胃瘻造設時嚥下機能評価加算

現行

- ① 消化器疾患等の患者であって、減圧 ドレナージ目的で胃瘻造設を行う患者
- ② 炎症性腸疾患の患者であって、成分 栄養剤の経路として胃瘻造設が必要 な患者
- ③ 食道、胃噴門部の狭窄、食道穿孔等 の食道や胃噴門部の疾患によって胃 瘻造設が必要な患者
- 4 意識障害があり嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査の実施が危険であると判断される患者(ただし、意識障害が回復し、安全に嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査の実施が可能と判断された場合は、速やかに実施すること。)

改定

- ① 消化器疾患等の患者であって、減圧ドレナージ目的で胃瘻造設を行う患者
- ② 炎症性腸疾患の患者であって、成分 栄養剤の経路として胃瘻造設が必要 な患者
- ③ 食道、胃噴門部の狭窄、食道穿孔等 の食道や胃噴門部の疾患によって 胃瘻造設が必要な患者
- 4 意識障害がある患者、認知症等で検査上の指示が理解できない患者又は誤嚥性肺炎を繰り返す患者等嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査の実施が危険であると判断される患者(ただし、意識障害が回復し、安全に嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査の実施が可能と判断された場合は、速やかに実施すること。)

【 III -8(重点的な対応が求められる分野/イノベーションの適切な評価)-⑤】 胃瘻造設術・胃瘻造設時嚥下機能評価加算の減算要件見直し 骨子【 III -8(7)】

●K664 胃瘻造設術

K939-5 胃瘻造設時嚥下機能評価加算

K939-5 育獲道設時嚥下機能評価)	ル 月
現行	改定
⑤ 顔面外傷により嚥下が困難な患者 (新設)	5 顔面外傷により嚥下が困難な患者 6 筋萎縮性側索硬化症、多系統萎縮症、 脊髄小脳変性症の患者又は6歳未満 の乳幼児であって、明らかに嚥下が困 難な患者
イ)経口摂取以外の栄養方法を使用している患者であって、要件に該当する患者の合計数の3割5分以上について、1年以内に栄養方法が経口摂取のみである状態へ回復させていること。	イ)以下のいずれかを満たしていること。 ① 経口摂取以外の栄養方法を使用している患者であって、要件に該当する患者の合計数の3割5分以上について、1年以内に栄養方法が経口摂取のみである状態へ回復させていること。 ② 胃瘻造設を行う患者全員に対して以下の全てを実施していること。

【Ⅲ-8(重点的な対応が求められる分野/イノベーションの適切な評価)-⑤】 胃瘻造設術・胃瘻造設時嚥下機能評価加算の減算要件見直し 骨子【Ⅲ-8(7)】

●K664 胃瘻造設術 / K939-5 胃瘻造設時嚥下機能評価加算

現行	改 定
カンファレンスの概要及び出席した医師の診療科名及び経験年数を診療録に記載していること。	a. 胃瘻造設を行う患者全員に対し多職種による術前カンファレンスを行っていること。なお、カンファレンスの出席者については、当該患者を担当する医師1名、当該手術を実施する診療科に属する医師1名、リハビリテーション医療に関する経験を有する医師、耳鼻咽喉科に関する経験を3年以上有する医師又は神経内科に関する経験を3年以上有する医師のうち1名の合計3名以上の出席を必須とし、その他歯科医師、看護師、言語聴覚士、管理栄養士などが参加することが望ましい。 b. 胃瘻造設を行う患者全員に対し経口摂取回復の見込み及び臨床的所見等を記した計画書を作成し、本人又は家族に説明を行った上で、胃瘻造設に関する同意を得ること。 187

【 Ⅲ −8(重点的な対応が求められる分野/イノベーションの適切な評価)ー⑥】 手術等医療技術の適切な評価 骨子【 Ⅲ −8(8)】

●K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術

現 行		改 定						
【内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除	余術 】	【内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術】						
1 長径2センチメートル未満2 長径2センチメートル以上	5,000点 7,000点	1長径2センチメートル未満 2長径2センチメートル以上	5,000点 7,000点					
【内視鏡的大腸ポリープ切除術】 1長径2センチメートル未満 2長径2センチメートル以上	5,000点 7,000点	(削除)						
【脱肛根治手術】	5,360点	(削除)						

新設

K080-6 関節鏡下股関節唇形成術 44.830点

<u>K124-2 實骨臼骨折観血的手術 43.790点</u>

<u>K178-5 経皮的脳血管ステント留置術 33.150点</u>

[算定要件]

新設

経皮的脳血管ステント留置術は、脳血管用ステントセットを用いて経皮的脳血管ステント留置術を行った場合に算定する。なお、実施に当たっては、関係学 会の定める診療に関する指針を遵守すること。

<u>K347-3 内視鏡下鼻中隔手術 I 型(骨、軟骨手術) 5.520点</u>

<u>K347-4 内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型(粘膜手術) 2.030点</u>

<u>K347-5 内視鏡下鼻腔手術 I 型(下鼻甲介手術) 5.520点</u>

<u>K347-6 内視鏡下鼻腔手術Ⅱ型(鼻腔内手術) 3.170点</u>

K347-7 内視鏡下鼻腔手術Ⅲ型(鼻孔閉鎖症手術) 19.940点

新設

届出 K461-2 内視鏡下甲状腺部分切除、腫瘍摘出術

<u>1 片葉のみの場合 17.410点</u>

2 両葉の場合 25.210点

届出 K462-2 内視鏡下バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉) 25.210点

届出 K464-2 内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術 20.660点

[施設基準]

- (1) 外科、頭頸部外科、耳鼻咽喉科又は内分泌外科を標榜している病院であること。
- (2) 外科、頭頸部外科、耳鼻咽喉科又は内分泌外科について10年以上及び区分番号「K461-2」、「K462-2」及び「K464-2」の手術を術者として合わせて5例以上実施した経験を有している常勤の医師が1名以上配置されていること。
- (3) 緊急手術体制が整備されていること。

「内視鏡下甲状腺部分切除、腫瘍摘出術、 内視鏡下バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、 内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術」

(様式52,56の4)

式 52								
	[- 覧				
実 施年月日	検査名・	手術名	患者性別	患者年齢	±	病	名	

様式 56 の 4

内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術 内視鏡下パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉) 内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術

の施設基準に係る届出書 添付書類

Ⅰ 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。	(すること。)	標榜科名を記入	係る	(施設基準)	標榜診療科
-----------------------------	---------	---------	----	--------	-------

科

(有・無)

2 外科、頭頭部外科、耳鼻いんこう科又は内分泌外科について10年以上の経験を有し、区分番号 「461-2」、「462-2」及び「464-2」の手術を術者として合わせて5例以上の経験 を有する常動の医師。

常勤医師の氏名	経験年数	術者としての経験症例数
	•	•

[記載上の注意]

3 緊急手術が可能な体制

- 1 「2」については、当該手術の症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。なお、術者としての経験症例数は、区分番号「461-2」、「462-2」及び「464-2」を合わせた症例数を記載すること。
- 2 「2」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。
- 3 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

新設

K508-3 気管支熱形成術

10.150点

[算定要件]

- (1) 18歳以上の重症喘息患者に対し、気管支熱形成術(気管支サーモプラスティ)を実施した場合に、本区分の所定点数を算定する。
- (2) 気管支ファイバースコピーに要する費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

新設

K526-4 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法

6.300点

[算定要件]

- (1) タラポルフィンナトリウム及び半導体レーザー用プローブを用いて、以下のいずれにも該当する局所遺残再発食道悪性腫瘍に対して光線力学療法を実施した場合に算定する。
 - ア 外科的切除又は内視鏡的治療等の根治的治療が不可能であるもの
 - イ 壁深達度が固有筋層を越えないもの
 - ウ 長径が3cm以下かつ周在性が1/2周以下であるもの
 - エ 頸部食道に及ばないもの
 - オ 遠隔転移及びリンパ節転移のいずれも有さないもの
- (2) 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法の実施に当たり、追加照射の要否を判定するための内視鏡検査及び追加照射に係る費用は全て所定の点数に含まれ、別に算定できない。

新設

乳幼児加算

K528-3 胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術 76.320点

(1歳未満の乳児に対して行われるものに限り、別に厚生労働大臣が定める 施設基準を満たすこと。)

新設

届出 K530-3 内視鏡下筋層切開術

9.450点

「算定要件」

食道アカラシア、食道びまん性けいれん症等の食道運動機能障害を有するもの(食道の 内腔が狭窄しているものに限る。)に対して実施した場合に限り算定する。

「施設基準」

- (1) 消化器内科又は消化器外科及び麻酔科を標榜している病院であること。
- (2) 当該医療機関において、当該手術が10例以上実施されていること。
- (3)消化器外科又は消化器内科について5年以上の経験を有し、内視鏡的食道粘膜切開術(早 期悪性腫瘍粘膜下層剥離術に限る。)について20例以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配 置されていること。また、当該医師は、当該手術について術者として又は補助を行う医師として15例 (このうち5例は術者として実施しているものに限る)以上の経験を有していること。
- (4) 実施診療科において、常勤の医師が3名以上配置されていること。ただし、消化器外科におい て、医師が1名以上配置されていること。
- (5) 常勤の麻酔科標榜医が配置されていること。
- (6) 緊急手術体制が整備されていること。

「内視鏡下筋層切開術」

(様式58の2)

1 標榜診療科(施設基準に係	る標榜科名を記入する	ること。)		
				料
2 当該保険医療機関における	当該手術の実施症例	数		91
3 常勤の医師				
常勤医師の氏	:名		診療科	名
4 消化器内科又は消化器外科 生腫瘍粘膜下層剥離術に限る。				
なお、当該医師は、当該手術				-
以上の経験も併せて有してい	ること。			
			経馬	検症例数
		経験	早期悪性腫瘍	
常勤医師の氏名	診療科名	年数	粘膜下層 剥離術	当該手術 (術者として)
常勤医師の氏名	診療科名	年数	粘膜下層	(術者として)
常勤医師の氏名	診療科名	年数	粘膜下層 剥離術	(術者として)
		年数	粘膜下層 剥離術 例	(術者として)
常勤医師の氏名 5 常勤の麻酔科標榜医の氏名		年数	粘膜下層 剥離術 例	(術者として)
		年数	粘膜下層 剥離術 例	(術者として)
5 常勤の麻酔科標榜医の氏名		年数	粘膜下層 剥離術 例	(新者として) 例 (例) 例 (例)
5 常勤の麻酔科標榜医の氏名 6 緊急手術が可能な体制	ついては、当該手術症	例一覧(実	粘膜下層 剥離術 例 例	(新者として) 例(例) 例(例)

「内視鏡下筋層切開術」

(様式52,4)

様	式 52]]	検査・手術類	定例−	-覧	
	実 施年月日	検査名・手術名	患者性別	患者年齢	±	病	名	

	職	266	Æ	名	24	24	O 8		*	24	務	n#	66	788	考
No	柳花	程	K.	20	一		の 見 専 従 非専従		専 任 非専任	第月	務	poj	[6]	184	75
					({	專 從 非專從		専 任 非専任						
					(本 動 非常動	{	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
					({	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
					({	專 從 非專從		專 任 非專任						
					({	專 從 非專從		專 任 非專任						
					({	專 従 非專従	{	專 任 非專任						
					({	專 提 非專從	{	專 任 非專任						
					({	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
					({	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
			,		({	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
					({	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
					({	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
					({	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
					(1	專 從 非專從	1	專 任 非專任						
					({	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
		1] [=		i該届出の ・治療室										

新設

届出

K605-5 骨格筋由来細胞シート心表面移植術

9.420点

[算定要件]

- (1) 虚血性心疾患による重症心不全患者で、薬物治療や侵襲的治療を含む標準治療では効果不十分として関連学会の定める「ヒト(自己)骨格筋由来細胞シートの使用要件等の基準について」に定めるハートチームによる適応判定が行われ、かつ、根治療法として心臓移植以外に治療手段がないと考えられる症例に対して、上記基準に従って実施された場合に限り算定できる。
- (2) 本技術に先立って行われる骨格筋由来細胞シートを調整するための骨格筋採取に係る技術については、創傷処理又は小児創傷処理(6歳未満)に準じて算定する。

[施設基準]

- (1) 植込型補助人工心臓(非拍動流型)の実施施設として届出のある施設であること。
- (2) 医薬品医療機器法に基づく薬局等構造設備規則又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づく細胞培養加工施設の構造設備に関する基準に則った細胞培養センターを有すること。
- (3) 循環器内科の経験を5年以上有する常勤医師及び心臓血管外科の経験を5年以上有する常勤医師がそれぞれ1名以上配置され、これらの医師は所定の研修を修了していること。
- (4) 定期的に循環器内科の医師と心臓血管外科の医師が参加する、心臓移植を含む重症心不全患者の治療方針を決定するカンファレンスが開催されていること。
- (5) 関連学会の定める「ヒト(自己)骨格筋由来細胞シートの使用要件等の基準について」において定められた実施施設基準に準じていること。

「骨格筋由来細胞シート心表面移植術」

様式65の3の2

骨格筋由来細胞シート心表面移植術の施設基準に係る届出書添付書類

1 植込型補助人工心臓(非拍動流型)の実施施設としての届	出 有・無
2 細胞培養センターにつ	いて(該当するものに〇を付すこと	。)
医薬品医療機器法に基	づく基準に則ったもの	
・再生医療等安全確保法	に基づく基準に則ったもの	
3 循環器内科の医師の氏	名等	
常勤医師の氏名	循環器内科の経験年数	所定の研修修了年月日
	年	
	年	
	年	
4 心臓血管外科の医師の	氏名等	
常勤医師の氏名	心臓血管外科の経験年数	所定の研修修了年月日
	年	
	年	

6 「ヒト(自己)骨格筋由来細胞シートの使用要件等の基準について」に定められた実施施設 基準への該当性

該当 ・ 非該当

[記載上の注意]

- 1.「3」及び「4」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。なお、次のいずれに該当する医師であるかについて備考欄に記載すること。
 - 循環器内科の常勤医師
 - 循環器内科の常勤医師のうち、循環期内科の経験を5年以上有している医師
 - ・心臓血管外科の医師
 - ・心臓血管外科の医師のうち、心臓血管外科の経験を5年以上有している医師 また、当該医師の経歴(当該病院での勤務時間及び当該診療科での経験年数が分かるもの) を添付すること。
- 2. 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。
- 届出にあたっては、心臓移植を含む重症心不全患者の治療方針を決定するカンファレンスの 議事録を、個人情報をマスクした上で、添付すること。

(様式65の3の2,4)

No	職種	Æ	名	要为	務	•	態	#	*		重力	務	Biş	88	備	考
NO.	和珠 代里	EC.	右					_	R B	Æ	美力	456	bil	[89]	384	-5
				({	非專		1	非其							
				(本動	{		從	ł		飪						
_				非常動		31.4	-	_		任					_	
				({	非事	從	{	非	任						
		1		-	r	專	從	r	#	Œ						
				{		非專		1	非其	任						
				({	非事	從	{		任						
-		-				-	-	_	-	任	_				_	
				({	非專		{	非非	任						
				广本 動	,	非非	從		*	任						
		-		非常勤	ı	非專	從	٦	非其	华任						
				({	非事		{	-	任						
-		-		40 84		97-47	-		-	任						
				非常勤	{	非專		{	非其							
				广本 動	1	專	從	5		任						
				非常動	ι	非專	從	ı	非其	任						
				(非 数)	{	非事		{	非非非	任						
\dashv				97 m 80		yr	595		*	EE.						
	/	温片	<u> </u>	年間に	Ŧ	協	1.	<i>†</i> _		i l	进业	全加	旨を	会は		
4		-														H
		里加	E心	不全息	5元	3 0,	ノ に	訓	表	力量	16	:沃	泛	96	刀	
		ンフ	アレ	シスの	(議	丰	籍	た		個	人	情	报	E 7.	ス	
				上で、i		-			- 1		•					

2 病棟(看護単位)・治療室ごと、職種ごとに区分して記入すること。

4 勤務時間には、就業規則等に定める所定労働時間(休憩時間を除く労働時

3 職種の欄には、医師、看護師又は准看護師等と記入すること。

間)を記入すること。

新設

<u>K560-2 オープン型ステントグラフト内挿術</u>

<u>1 弓部大動脈 114.510点</u>

2 上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術

イ 大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの 187.370点

ロ 人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術 210.790点

<u>ハ 自己弁温存型大動脈基部置換術 243.580点</u>

<u>二 その他のもの 171.760点</u>

3 下行大動脈 89.250点

[算定要件]

オープン型ステントグラフトを直視下に挿入し、中枢側血管又は中枢側人工血管と吻合した場合に、術式に応じて算定する。

新設

K616-5 経皮的血管内異物除去術

14.000点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

新設

K674-2 腹腔鏡下総胆管拡張症手術

34.880点

注 乳頭形成加算

5,000点

注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。

新設

K700-2 膵腫瘍摘出術

21.750点

新設

届出

K703-2 腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術

158.450点

[算定要件]

当該手術について十分な経験を有する医師により実施された場合に算定する。なお、原則として脈管の合併切除及びリンパ節郭清切除を伴わないものに対して実施した場合に限り 算定すること。

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関で膵臓に係る手術を年間50例以上施行しており、そのうち膵頭十二指腸切除術を年間20例以上施行していること。
- (2) 当該保険医療機関において腹腔鏡手術を年間100例以上、かつ、胆嚢摘出術を除く腹腔鏡下上腹部手術を年間20例以上実施していること。
- (3) 腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術又は腹腔鏡下膵体尾部切除術を術者として20例以上実施した経験を有する常勤医師が配置されていること。
- (4) 外科又は消化器外科、消化器内科、放射線科及び麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
- (5) 病理部門が設置され、病理医が配属されていること。
- (6) 外科又は消化器外科において常勤の医師が5名以上配置されており、そのうち1名以上が 消化器外科について15年以上の経験を有していること。
- (7) 当該手術を実施する患者について、関連学会と連携の上、手術適応等の治療方針の決定 及び術後の管理等を行っていること。

「腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術」

(様式67の2の2)

1				
	- Day Proposition Bally and a contract of the		Manager Branch	[TZ
	(「K698」、「K700」、「K700 703」、「K703-2」及び「K704」	7/2-27	K702-2]	K
	100] (12100 2] 2(0 12102)	V) [1 11 150]		例
2	1のうち、膵頭十二指腸切除術症	列数		
_				例
3	当該保険医療機関において 1年間	こ実施した腹腔鏡手術症例数		
_				例
4	当該保険医療機関において 1 年間	こ実施した胆嚢摘出術を除く腹	腔鏡下上腹部	手術
	症例数(腹腔鏡下の肝臓・胆のう・)	郯臓・胃・食道・脾臓に係る手	術の合計数)	
5	腹腔鏡下膵頭十二指腸切除術又は の経験を有する常勤医師の氏名等			
5		腹腔鏡下膵体尾部切除術につい 腹腔鏡下膵頭十二指腸 切除術の経験症例数	腹腔鏡下膵体	20例以上
5	の経験を有する常勤医師の氏名等	腹腔鏡下膵頭十二指腸	腹腔鏡下膵体	20例以上 本尾部切 症例数
5	の経験を有する常勤医師の氏名等	腹腔鏡下膵頭十二指腸 切除術の経験症例数	腹腔鏡下膵体	20例以上 本尾部切 症例数
5	の経験を有する常勤医師の氏名等	腹腔鏡下膵頭十二指腸 切除術の経験症例数 例 例	腹腔鏡下膵体	20例以上 本尾部切 症例数
5	の経験を有する常勤医師の氏名等 常勤医師の氏名	腹腔鏡下膵頭十二指腸 切除術の経験症例数 例 例	腹腔鏡下膵体	20例以上
6	の経験を有する常勤医師の氏名等 常勤医師の氏名	腹腔鏡下膵頭十二指腸 切除術の経験症例数 例 例	腹腔鏡下膵体	20例以上 本尾部切 症例数 例
6	の経験を有する常勤医師の氏名等 常勤医師の氏名 常勤医師の氏名 標榜診療科名 (施設基準に係る標	腹腔鏡下膵頭十二指腸 切除術の経験症例数 例 例 物料名を記入すること。)	腹腔鏡下膵体	20例以上 本尾部切 症例数 例
6	の経験を有する常勤医師の氏名等 常勤医師の氏名 常動医師の氏名 標榜診療科名 (施設基準に係る標 病理部門の病理医氏名	腹腔鏡下膵頭十二指腸 切除術の経験症例数 例 例 物料名を記入すること。)	腹腔鏡下膵体	20例以上 本尾部切 症例数 例
6	の経験を有する常勤医師の氏名等 常勤医師の氏名 常動医師の氏名 標榜診療科名 (施設基準に係る標 病理部門の病理医氏名 外科又は消化器外科の常勤医師の)	腹腔鏡下膵頭十二指腸 切除術の経験症例数 例 例 網 網 (5名以上)	腹腔鏡下膵体	\$ 尾部切症例数例例

		·	
9 学会との連携体制	有		無

[記載上の注意]

- 1 「1」、「2」、「3」、「4」及び「5」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 2 外科又は消化器外科を担当する医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、 別添2の様式4を添付すること。

新設

K715-2 腹腔鏡下腸重積症整復術

14.660点

新設

乳幼児加算

K726-2 腹腔鏡下人工肛門造設術

13.920点

[算定要件]

腹腔鏡下直腸切除・切断術の「3」を行った場合の人工肛門造設に係る腸管の切除等の手技料は、それぞれの所定点数に含まれ、別に算定できない。

新設

K781-3 経尿道的腎盂尿管凝固止血術

8.250点

[算定要件]

経尿道的腎盂尿管凝固止血術は、画像診断、血液学的検査、尿細胞診検査によっても原因が特定できない肉眼的血尿に対し、腎盂尿管鏡を用いて出血部位を特定し、Ho-YAGレーザー等を用いて、止血を行った場合に算定する。なお、内視鏡検査及び使用するレーザー等に係る費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

新設

K937-2 術中グラフト血流測定加算

2.500点

[算定要件]

冠動脈血行再建術に当たって、超音波トランジットタイム法又は高解像度心外 膜超音波法により、グラフト血流を測定した場合に算定する。

新設

届出

K773-5 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術

(内視鏡手術用支援機器を用いるもの) 70.730点

[算定要件]

原発病巣が7センチメートル以下であり転移病巣のない腎悪性腫瘍に対して、腎部分切除 を行った場合に限り算定する。

[施設基準]

- (1) 泌尿器科及び麻酔科を標榜している病院であること。
- (2) 泌尿器科について5年以上の経験を有しており、また、当該療養について10例以上の経験を有する常勤の医師が配置されていること。
- (3) 泌尿器科において常勤の医師2名を有し、いずれも泌尿器科について専門の知識及び 5年以上の経験を有すること。
- (4) 麻酔科の標榜医が配置されていること。
- (5) 当該保険医療機関において、腎悪性腫瘍手術に係る手術(区分番号「K773」、「K773 -2」、「K773-3」、「K773-4」又は「K773-5」)が1年間に合わせて10例以上実施されていること。
- (6) 緊急手術体制が整備されていること。
- (7) 常勤の臨床工学技士が1名以上配置されていること。
- (8) 当該療養に用いる機器について、適切に保守管理がなされていること。

「腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)」(様式68の3)

	(内視鏡手術	用支援機	器を用いるもの	の) の
施設基	準に係る届出	書添付書	類	
1 届出種別				
・新規届出 (実績期間 st	F 0	e = = 1		
・				
2 標榜診療科 (施設基準に係る	原榜科名を記入	すること。)	
				科
				科
3 当該医療機関における腎悪性	重瘍に係る手術	の実施症	列数	
			f	列
				当該療養の
	常勤医師σ	氏名	経験年数	ヨ 政 旅 養 の 経験症 例 数
4 泌尿器科の常勤医師の氏名等				年上 根本 別上 D 1 NA
(泌尿器科について5年以上の経			年	例
験を有する者が2名以上)				+
			年	例
5 廃砂料煙締医の氏名				
5 麻酔科標榜医の氏名				
5 麻酔科標榜医の氏名				
		(有 • \$	m)
6 緊急手術が可能な体制		(有 • \$	#)
		(有 • 第	!!)

[記載上の注意]

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」は、新規届出の場合には実績期間内に区分番号「K773」、「K773 -2」、「K773-3」、「K773-4」又は「K773-5」を合わせて10 例以上が必要であること。また、当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、 年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 3 「4」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。また、当該医師の経歴(当該病院での勤務期間、当該診療科の経験年数がわかるもの)を添付すること。

なお、このうち1名の医師は、当該療養について10例以上の症例を経験している ことが必要であること、また当該症例一覧を別添2の様式52により添付すること。

- 4 「5」について、麻酔科標榜許可書の写しを添付すること。
- 5 「8」について、当該手術に用いる機器の保守管理の計画書を添付すること。
- 6 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

当該手術に用いる機器の保守管理の計画を添付すること。

新設

届出

K843-4 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術

(内視鏡手術用支援機器を用いるもの) 95,280点

[施設基準]

- (1)泌尿器科及び麻酔科を標榜している病院であること。
- (2) 泌尿器科において常勤の医師2名を有し、いずれも泌尿器科について専門の知識及び5年以上の経験を有すること。
- (3) 麻酔科の標榜医が配置されていること。
- (4) 当該保険医療機関において前立腺悪性腫瘍手術に係る手術(「K843」、「K843-2」、「K843-3」又は「K843-4」)が1年間に合わせて20例以上実施されていること。
- (5) 緊急手術が可能な体制を有していること。
- (6) 常勤の臨床工学技士が1名以上配置されていること。
- (7) 当該療養に用いる機器について、適切に保守管理がなされていること。

「腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)」 (様式71の1の2)

対 71 の 1 の 2		
	析(内視鏡手術用支援機器を用いる 準に係る届出書添付書類	5 ± の) の
1 届出種別		
・新規届出 (実績期間 年 ・再度の届出(実績期間 年		
2 標榜診療科(施設基準に係る構	榜科名を記入すること。)	科 科
3 当該医療機関における前立腺悪	性腫瘍に係る手術の実施症例数	例
4 泌尿器科の常勤医師の氏名等	常勤医師の氏名	経験年数
(泌尿器科について5年以上の 経験を有する者が2名以上)		年
		年
5 麻酔科標榜医の氏名 -		
6 緊急手術が可能な体制	(有•	無)
7 常動の臨床工学技士の氏名		
8 保守管理の計画	(有・	無)

[記載上の注意]

- 1 「1」は特掲診療料施設基準通知第2の4の(3)に定めるところによるものであること。
- 2 「3」は、新規届出の場合には実績期間内に区分番号「K843」、「K843 -2」、「K843-3」、又は「K843-4」を合わせて20例以上が必要であること。また、当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 3 「4」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。また、当該医師の経歴(当該病院での勤務期間、当該診療科の経験年数がわかるもの)を添付すること。
- 4 「5」について、麻酔科標榜許可書の写しを添付すること。
- 5 「8」について、当該手術に用いる機器の保守管理の計画書を添付すること。
- 6 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

当該手術に用いる機器の保守管理の計画を添付すること。

新設

届出

K865-2 腹腔鏡下仙骨腔固定術

48.240点

[施設基準]

- (1) 産婦人科又は泌尿器科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関において当該手術が5例以上実施されていること。
- (3) 産婦人科又は泌尿器科について5年以上の経験を有し、当該療養を術者として5例以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。
- (4) 実施診療科において常勤の医師が2名以上配置されていること。
- (5) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (6) 緊急手術体制が整備されていること。
- (7) 病床を有していること。

「腹腔鏡下仙骨腟固定術」

(様式71の1の3)

	腹腔鏡下仙骨膣	固定術の施言	没基準に係る	届出書添付書類
1	標榜診療科(施設基準に係る	5標榜科名を記入	(すること。)	
				科
2	当該保険医療機関における当	当該手術の実施症	例数	91
3	産婦人科又は泌尿器科につい 経験を有する医師	いて5年以上の紹	経験を有し、当該機	後養を術者として5例以上の
	常勤医師の氏名	経動	年数	当該療養の術者としての 経験症例数
4	常勤医師の氏名等(2名以)	E)		
	常勤医師の氏名		診療科名(当該手術を担当する科名)
5	麻酔科標榜医の氏名			
6	緊急手術が可能な体制			(有・無)
г	記載上の注意]			
		いては、当該手術	析症例一覧(実施 4	年月日、手術名、患者の性別、
	齢、主病名)を別添2の様:	式 52 により添付	すること。	
		師の氏名、勤務の	の態様及び勤務時間	間について、別添2の様式4を
	付すること。			
	3 「5」について、麻酔	料標榜許可書の写	ぎしを添付するこ。	と 。

新設

届出

K939-6 凍結保存同種組織加算

9.960点

[算定要件]

- (1) 区分番号「K555」、「K557」、「K557-4」、「K558」、「K560」、「K566」、「K567」、「K570」、「K580」から「K587」まで、「K614」、「K623」、「K642」、「K643」、「K675」の「2」から「5」まで、「K677-2」、「K695」、「K697-5」、「K697-7」、「K702」の「4」、「K703」の「4」及び「K704」掲げる手術に当たって、凍結保存された同種組織である心臓弁又は血管を用いた場合に限り算定する。
- (2) 日本組織移植学会が作成した「ヒト組織を利用する医療行為の安全性確保・保存・使用に関するガイドライン」を遵守した場合に限り算定する。
- (3) 組織適合性試験及び同種組織を採取及び保存するために要する全ての費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。
- (4) 日本組織移植学会が認定した組織バンクにおいて適切に採取、加工及び保存された非生体の同種組織である、生体弁又は血管を使用した場合に限り算定できる。なお、組織移植を行った保険医療機関と組織移植に用いた組織を採取等した保険医療機関とが異なる場合の診療報酬の請求については、組織移植を行った保険医療機関で行うものとし、当該診療報酬の分配は相互の合議に委ねる。

[施設基準]

- (1) 外科、心臓血管外科又は小児外科及び麻酔科を標榜している病院であること。
- (2) 当該医療機関において、当該療養が3例以上実施されていること。
- (3) 外科、心臓血管外科又は小児外科について10年以上及び当該療養について5年以上の経験を有し、また、当該療養について術者として実施する医師又は補助を行う医師として8例以上の経験を有する常勤の医師が配置されていること。そのうち、術者として5例以上の経験を有する常勤の医師が配置されていること。
- (4) 実施診療科において常勤の医師が3名以上配置されていること。
- (5) 常勤の麻酔科標榜医が配置されていること。
- (6) 臨床検査技師が配置されていること。
- (7) 緊急手術体制が整備されていること。
- (8) 日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していること。当該バンクを有していない場合は、当該バンクを有する保険医療機関とあらかじめ当該同種保存組織の適切な使用及び保存方法等について契約を有していること。

(8) に係る契約に関する 文書の写しも併せて 提出すること。

「凍結保存同種組織加算」

(様式73の5)

走兼	た73 の 5				
	凍結保存同種	組織加算の が	施設基準に係	系る届出書添	付書類
1	標榜診療科(施設基準に	に係る標榜科名を1	記入すること。)		
					科科
2	当該保険医療機関におい	ナる当該手術の実施	东症例数		
_		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2.2.27.20		(9 4)
3	外科、心臓外科又は小児	見外科について10年	F以上及び当該療	養について5年	以上の経験を有する
	。また、当該手術について		5例は術者として	実施しているも	のに限る)以上の経
腰	も併せて有していること。				
	常勤医師の氏名	診療科名	当該診療科の 経験年数	当該療養の 経験年数	経験症例数 (うち術者として)
				_	691
			年	年	(例)
					例
			年	年	
L			Ĺ		(例)
4	実施診療科における常勤	助の医師(3名以」	E)		
	常勤医師の	氏名		経験年数	
_			+		
5	常勤の麻酔科標榜医のB	E 名			
6	臨床検査技師の氏名				
7	緊急手術が可能な体制				(有・無)
8	日本組織移植学会の認定	とする組織バンクの	の有無		(有・無)
9	「8」で「無」の場合、	当該組織バンクを	を有する保険医療	機関との契約の	有無 (有・無)
<u> </u>					

●項目の見直し

長径10cm以上が「イ」「ロ」に細分化

	項目							
K000 創傷処理			傷奴	旦理				
	3 筋肉、臓器に達するもの(長径10センチメートル以		(上)					
			1	頭頸部のもの(長径20センチメートル 以上のものに限る。)	7.170点			
			п	その他のもの	2.000点			
K006		皮	膚、	皮下腫瘍摘出術(露出部以外)				
	<u>3</u>	長	径6	センチメートル以上12センチメートル未満	4.160点			
	4	長	径1	2センチメートル以上	8.320点			

長径6cm以上が長径12cmで細分化

●項目の見直し

同種骨移植(非生体)が、

特殊なもの(腫瘍、感染、人工関節置換等に係る広範囲の骨及び靱帯組織の欠損に対して行うもの)とそれ以外で細分化

		#	数			
K059			移植	[術(軟骨移植術を含む。)		
	3	同	種骨	·移植(非生体)		
			1	同種骨移植(特殊なもの)	届出	24.370点
			п	その他の場合		21.050点

[施設基準]

契約に関する文書の 写しも併せて提出

- (1) 整形外科を標榜している病院であること。
- (2) 整形外科について5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上 配置されていること。
- (3) 日本組織移植学会の認定する組織バンクを有していること。当該バンクを 有していない場合は、当該バンクを有する保険医療機関とあらかじめ当該 保存同種組織の適切な使用及び保存方法等について契約を有していること。

「骨移植術(軟骨移植術を含む。)

3. 同種骨移植(非生体) イ. 同種骨移植(特殊なものに限る。)」

(様式50の5の2,4)

LM.		E 0	_	_	-	•
様:	₹.	50	മ	b	ത	7

骨移植術(軟骨移植術を含む。)(同種骨移植(非生体)(同種骨移植

	(特殊なものに限る。)))の	施設基準に係る届出書添付	書類						
1	標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入	すること。)							
			科						
2	整形外科について5年以上の経験を有する常勤の医師								
	常動医師の氏名	経験年数							

- 日本組織移植学会の認定する組織バンクの有無
- 「3」で「無」の場合、当該組織バンクを有する保険医療機関との契約の有無

[記載上の注意]

- 1 「2」の医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。
- 2 「3」について、組織パンクを有することを証する文書の写しを添付すること。
- 3 「4」について、組織バンクを有していない場合は、組織バンクを有する保険医療機関と 適切な使用及び保存方法等について契約していることを証する文書の写しを添付すること。
- 4 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

	相	Ħ	t.	4
--	---	---	----	---

] に勤務する従事者の名簿

No	職種	氏	名	要为	務	0	態	#1	1		要为	務	時	[15]	備	考
				({	専非専	從從	{	非非	任						
				(本動 非常動	{	非專	從	{	非非	任						
				(本 助 非常動	{	非專	從從	{	非非	任						
				{ * 助 非常勤	{	非非	從從	{	非非	任						
				({	非專	從從	{	非非	任年任						
				{ * 助 非常勤	{	非專	從從	{	非非	任						
				(本 動 非常動	{	非專	從從	{	非非	任						
				(本動 非常動	{	非專	從從	{	非非非	任						
				({	非專	從從	{	非非	任						
				{ * 動 非常動	{	非非	提提	{	非非	任年任						
				({	非非	提	{	非非	任						
				(本 動 健康)	{	非專	提	{	非非非	任						
				({	非專	從	{	非非	任						
				{ * 動 非常動		非非		{	非非	任						
				{ * 助 非常勤		非專		{	非非	任						
				({	非非	從			任						

-]には、当該届出の施設基準の名称を記入すること。
- (看護単位)・治療室ごと、職種ごとに区分して記入すること。
- 職種の欄には、医師、看護師又は准看護師等と記入すること。
- 4 勤務時間には、就業規則等に定める所定労働時間(休憩時間を除く労働時 間)を記入すること。

●項目の見直し

		項目	点	数
K073-	-2	関節鏡下関節内骨折観血的手術	点数の見直し	
	_	肩、股、膝、肘	現行	改定
	1		25,200点	27.720点
	2	胸鎖、手、足	18,910点	18.910点
	3	肩鎖、指(手、足)	11,970点	11.970点

	項目			点数
К080-	-5	関節鏡下肩関節唇形成術	項目の細分化	
	1	腱板断裂を伴うもの		45.200点
	2	腱板断裂を伴わないもの		32.160点
K171-2		内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術	項目の細分	化
	1	下垂体腫瘍		108.470点
	2	頭蓋底脳腫瘍(下垂体腫瘍を除く	<u>.)</u>	123.620点

●項目の見直し 項目の細分化

		項目	点数
K190		脊髄刺激装置植込術 届出	
	1	<u>16極以下ジェネレーターを用いるもの</u>	40.280点
	2	32極ジェネレーターを用いるもの	33.750点
	注	脊髄刺激電極を2本留置する場合	8.000点
K190-2		脊髄刺激装置交換術 届出	
	1	<u>16極以下ジェネレーターを用いるもの</u>	15.650点
	2	32極ジェネレーターを用いるもの	5.070点

●項目の見直し

項目の細分化

	項目							
K446 顎関節授動術								
1 徒手的授動術								
1 パンピング			パンピングを併用した場合		990点			
		□	関節腔洗浄療法を併用した場合		2.000点			
				現行	改定			
	2	顎関節	i鏡下授動術 	7,310点	8.770点			
	3	開放授	動術	22,820点	25.100点			

●項目の見直し
項目の細分化

		点数	
K555-2		経力テーテル大動脈弁置換術	届出
	1	経心尖大動脈弁置換術	61.530点
	2	経皮的大動脈弁置換術	37.560点
K599		植込型除細動器移植術	届出
	1	経静脈リードを用いるもの	31.510点
	2	皮下植込型リードを用いるもの	24.310点
K599-5		経静脈電極抜去術	届出
	1	<u>レーザーシースを用いるもの</u>	28.600点
	2	レーザーシースを用いないもの	22.210点

●項目の見直し

項目の細分化

		項目	点数
K677		胆管悪性腫瘍手術	
	1	膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を 伴うもの	<u>届出</u> 119.280点
	2	その他のもの	84.700点

[施設基準]

- (1) 当該医療機関において、膵頭十二指腸切除術又は肝切除術を年間20例以上実施していること。
- (2) 外科又は消化器外科について5年以上の経験を有する常勤の医師が2名以上 配置されていること。

「胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除 及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)」 (様式65の7)

様式65の7

胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの に限る。)の施設基準に係る届出書添付書類

当該保険医療機関において1年間に実施した辞即	(十二指席切除術又は肝切除術症例数 件
外科又は消化器外科について5年以上の経験を	「している常勤の医師の氏名等
氏名	経験年数
	外科又は消化器外科について 5 年以上の経験を有

[記載上の注意]

- 1 「1」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、 主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 2 経験年数は、当該診療科における経験年数を記載すること。
- 3 外科又は消化器外科を担当する医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の様式4を添付すること。

「腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術」 (様式67の2)

	標榜診療科名(施設基準に係る標	榜科名を記入するこ	دلا.)	
				科
2	当該保険医療機関において 1 年間に	に実施した膵臓手術	症例数	∅ I
3	消化器外科の常勤医師の氏名等 (3	3名以上)		
	常勤医師の氏名		相	験年数
			(少なくとも	51名は5年以上)
ļ	麻酔科標榜医の氏名		1	
5	病理部門の病理医氏名			
6	緊急手術が可能な体制	有		無
	P載トの注意]			
[27		定例一覧(実施年月	日、手術名、	患者の性別、年齢
[#6	 「2」については、当該手術 			
[#6	1 「2」については、当該手術が 主病名)を別添2の様式52によ	より添付すること。		
[#7			及び勤務時間に	こついて、別添2
	記載上の注意]	定例一覧 (実施年月	日、手術名、	

「胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。)、 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術」 (様式52,4)

様	式 52						
]]	検査・手術	虚例−	-覧
	実 施年月日	検査名・手術名	患者性別	患者	±	病	名

ю	職 種	氏	名	要为	務	の A	3 4	£	要力	務	B∯	[15]	備	考
				({	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
				({	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
				(本 動 非常動	{	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
				{ ^常 助 非常勤		專 從 非專從	{	專 任 非專任						
				({	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
				{ * 動	{	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
				({	專 從 非專從	{	事 任 非專任						
				{ 常 動 非常動	{	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
				(專 從非專從	{	專 任 非專任						
				{ 常 動 非常動	{	專 從 非專從		專 任 非專任						
				(1	專 従 非專従	{	專 任 非專任						
				{	{	專 従 非專従		專 任 非專任						
				(常 勤 非常勤	{	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
				{ 常 動	{	專 從 非專從	{	專 任 非專任						
				{ 常 動	{	專 提 非專提	{	事 任 非事任						
				{	{	專 從非專從	{	事 任 非專任						
_	数上の流			諸諸国出の										

●項目の見直し項目の細分化

		項目	点数
K702-	-2	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	届出
	1	脾同時切除の場合	47.250点
	2	脾温存の場合	56.240点

●項目の見直し──項目の細分化

			項目	点数
K742		直腸肌	兑手術	
	1	経会院	急によるもの	
		1	<u>腸管切除を伴わないもの</u>	8.410点
		□	腸管切除を伴わないもの	25.780点

●項目の追加

		項目	点数
K040-	<u>-3</u>	腓骨筋腱腱鞘形成術	18.080点
K476		乳腺悪性腫瘍手術	
	8	<u>乳頭乳輪温存乳房切除術</u> (<u>腋窩郭清を伴わないもの</u>)	27.810点
	9	<u>乳頭乳輪温存乳房切除術</u> (<u>腋窩郭清を伴うもの</u>)	48.340点

●項目の追加

		項目		点数
K514		肺悪性腫瘍手術		
	<u>10</u>	<u>壁側・臓側胸膜全切除</u> (横隔膜、心脈	屋出	105.000点
		現 行	改定	
注 9につ		等術】 悪性びまん性胸膜中皮腫 た場合に限り算定する。	【肺悪性腫瘍手術】 注 9 <u>及び10</u> については、 膜中皮腫に対して実施 算定する。	

[施設基準]

- (1) 呼吸器外科の経験を15年以上有しており、悪性胸膜中皮腫に係る手術を、当該手術に習熟した医師の指導下に、術者として5例以上経験している常勤の医師が配属されていること。
- (2) 当該保険医療機関に呼吸器内科及び放射線科の経験を5年以上有している常勤の医師がそれぞれ1名以上配置されていること。

「肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)に限る。)」 (様式56の6)

様式 56 の 6

肺悪性腫瘍手術 (壁側・臓側胸膜全切除 (横隔膜、心膜合併切除を伴う もの)に限る。) の施設基準に係る届出書添付書類

	経験を15年以上有しており、悪性 詳導下に、術者として5例以上実施		
診療科名	氏 名	経験年数	経験症例数
		年	例
		年	例
		年	例
2 呼吸器内科の約	B験を5年以上有している常勤の図	医師の氏名等	
	氏名	経	後年数
3 放射線科の経製	を5年以上有している常勤の医師	市の氏名等	
	氏名	経期	後年数

[記載上の注意]

- 1 「1」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、 主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 2 経験年数は、当該診療科における経験年数を記載すること。
- 3 呼吸器外科、呼吸器内科及び放射線科を担当する医師の氏名、勤務の態様及び動務時間について、別添2の様式4を添付すること。

「肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔膜、心膜合併切除を伴うもの)に限る。)」 (様式52,4)

様	式 52						
]]	検査・手術	虚例−	- 覧
	実 施 年月日	検査名・手術名	患者性別	患者年齢	±	病	名

	-		-			74	_	-	41	. 1		200			788	-04
No	戦	梗	氏	名	東カ 「木 和	44-2	の		_	赛 任	集功	務	BİŞ	間	缅	考
		_			「非常動		非專	従		非專任						
					(本 動 非常動	{	非專	從	{	專 任 非專任						
					(本 動 非本動	{	非專	從	{	專 任 非專任						
					{ 常 動	{	非非	提供	{	専 任 非専任						
					({	非專	提群	{	専 任 非専任						
					{ * 助		非專	_		專 任 非專任						
_					(* 助 非未動		非非非			非 任 非專任						
_					c 常 動		-		_	赛 任						
					1 非常勤	ι	非專	従		非專任						
					{	{	非專	從	{	專 任 非專任						
					(本 動 非常動	{	非非	従従	{	專 任 非專任						
					({	非非	從從	{	專 任 非專任						
					{ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	{	非非	従従		専 任 非専任						
					(* * * * * * * * * * * * * * * * * * *		非非		-	專 任 非專任						
					{ * 助		非非	0.00		專 任 非專任						
					(非非	404	,	事 任 非專任	-					
	_				(常 動 非常動		非專非專			非專任 專 任 非專任						
-		- 11			非常動	·	非專	從		非專任						
-		の注	1	12 4	該届出の	始 80	其準	のタ	跡	李起 入 7	ナスニ					
					・治療室		-					-	1るこ	٤.		

●項目の追加

		点数	
K614		血管移植術、バイパス移植術	
	<u>6</u>	<u>膝窩動脈</u>	42.500点
K633-	-2	腹腔鏡下ヘルニア手術	
	<u>3</u>	半月状線ヘルニア、白線ヘルニア	<u>11.520点</u>
	4	臍ヘルニア	9.520点
	<u>5</u>	閉鎖孔ヘルニア	24.130点

●項目の追加

		点数	
K695-	-2	腹腔鏡下肝切除術 届出	
	<u>3</u>	<u>亜区域切術</u>	108.820点
	4	1区域切除(外側区域切除を除く。)	130.730点
	<u>5</u>	2区域切除	152.440点
	<u>6</u>	3区域切除以上のもの	174.090点

腹腔鏡下肝切除術(亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く。)、2区域切除及び3区域切除以上のもの)

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関において肝切除術又は腹腔鏡下肝切除術を、1年間に 20例以上実施していること。
- (2) 当該保険医療機関において腹腔鏡手術を年間100例以上実施していること。
- (3) 腹腔鏡を用いる手術について、関連学会から示されているガイドライン等を踏まえ、手術適応等の治療方針についての検討を適切に実施すること。
- (4) 腹腔鏡下肝切除を術者として10例以上実施した経験を有する常勤の医師が 配置されていること。
- (5) 当該保険医療機関が消化器外科及び麻酔科を標榜しており、消化器外科において常勤の医師が3名以上配置されており、そのうち1名以上が消化器外科について5年以上の経験を有していること。
- (6) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
- (7) 緊急手術が可能な体制を有していること。
- (8) 当該手術を実施する患者について、関連学会と連携の上、手術適応等の治療方針の決定及び術後の管理等を行っていること。

腹腔鏡下肝切除術(亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く。)、2区域切除及び3区域切除以上のもの)

(様式66の2)

	腹腔鏡下肝切除術の	尼政を平に示る	用山雪水门雪块	
1	標榜診療科名(施設基準に係る標	榜科名を記入するこ	٤.)	
			科	
2	当該保険医療機関において 1 年間(に実施した肝切除術と	スは腹腔鏡下肝切除術症例数	
			例	
3	当該保険医療機関において 1 年間に	こ実施した腹腔鏡手術	症例数	
			例	
4	腹腔鏡下肝切除を術者として10例	以上実施した経験を存		
	常勤医師の氏名		経験症例数	
			(少なくとも10例以上))
5	消化器外科の常勤医師の氏名等(3名以上)		
	常勤医師の氏名		経験年数	
			(少なくとも1名は5年以	Ł
6	麻酔科標榜医の氏名		•	
7	病理部門の病理医氏名			
8	緊急手術が可能な体制	有	· #	
9	学会との連携体制	有	. #	

[記載上の注意]

- 1 「2」、「3」及び「4」については、当該手術症例一覧(実施年月日、手術名、 患者の性別、年齢、主病名)を別添2の様式52により添付すること。
- 2 「4」については、亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く。)、2区域 切除及び3区域切除以上のものに係る届け出を行う場合のみ記載すること。
- 3 消化器外科を担当する医師の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添2の 様式4を添付すること。
- 4 「6」について、麻酔科標榜許可書の写しを添付すること。
- 5 当該届出は、病院である保険医療機関のみ可能であること。

腹腔鏡下肝切除術(亜区域切除、1区域切除(外側区域切除を除く。)、2区域切除及び3区域切除以上のもの)

(様式52,4)

様式 52						
	1]	検査・手術祭	定例-	- 覧
実 施年月日	検査名・手術名	患者性別	患者	主	病	名

ю	職種	氏	名	要为	務	o	態	#1	ŧ.	要为	務	Biş	[15]	備	考
				(- 4	非非		{	專 任 非專任						
				(東東 動 非東動	{	非非	從從	_	專 任 非專任						
				({	非非	從從		專 任 非專任						
				({	非非	提從	{	專 任 非專任						
				(本 動 非本動	1	非專	Œ	{	專 任 非專任						
				(本 助 非本動	{	非非	從	{	專 任 非專任						
				({	非非	提	{	專 任 非專任						
				(本 助 非常動	{	非專	從從		專 任 非專任						
				({	非專	提促	{	專 任 非專任						
				(本 動 非未動		非專			專 任 非專任						
				(本 動 非本動	{	非專	從	{	專 任 非專任						
				(本 動 非常動	{	非專	從從	{	專 任 非專任						
				(本 動 非本動	{	非專	従	{	專 任 非專任						
				(本 動 非本動		非專			專 任 非專任						
				(本 動 非常動		非專		1	專 任 非專任						
				{ * 助 非常動	{	非專	提從	{	專 任 非專任						
	数上の注 1 [The state of the s	ま、当	該届出の	施設	基準	の名	称	を記入	するこ	٤.				

●項目の追加

				項目	点数
K920		輸瓜	'n		
	<u>5</u>	希釈	尺式目	12血輸血	
			1	6歳以上の患者の場合 (200mLごとに)	1.000点
			⊒	6歳未満の患者の場合 (体重1kgにつき4mLごとに)	1.000点

●注の見直し、追加

K190 脊髄刺激装置植込術 届出

現行	改 定
【脊髄刺激装置植込術】	【脊髄刺激装置植込術】
【注の見直し】	注 脊髄刺激電極を2本留置する場合は、 8.000点を所定点数に加算する。

K282 水晶体再建術

現行	改 定
【水晶体再建術】	【水晶体再建術】
【注の追加】	注 水晶体嚢拡張リングを使用した場合は、 所定点数に1.600点を加算する。

●注の追加、見直し

K443 上顎骨形成術 届出

現 行	改 定
【上顎骨形成術】	【上顎骨形成術】
【注の追加】	注1 1について、上顎骨を複数に分割した場合は、5.000点を所定点数に加算する。

K446 顎関節授動術

現行		改 定	
【顎関節授動術】		【顎関節授動術】	
1 徒手的授動術 (パンピングを併用した場合)	990点	1 徒手的授動術 イパンピングを併用した場合 ロ関節腔洗浄療法を併用した	990点
2 顎関節鏡下授動術 3 開放授動術	7,310点 22,820点	2 顎関節鏡下授動術 3 開放授動術	2.000点 8.770点 25.100点

●注の追加

K529 食道悪性腫瘍手術

現行	改 定
【食道悪性腫瘍手術 (消化管再建手術を併施するもの)】	【食道悪性腫瘍手術 (消化管再建手術を併施するもの)】
【注の追加】	注2 血行再建を併せて行った場合には、 3.000点を所定点数に加算する。

K655-5 腹腔鏡下噴門側胃切除術

現行	改定
【腹腔鏡下噴門側胃切除術】	【腹腔鏡下噴門側胃切除術】
【注の追加】	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、 5.000点を所定点数に加算する。

●注の追加

K529-2 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術

項目			点数	
K529-	-2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術 自動縫合器加算		自動吻合器加算
	1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの 125		125,240
	2	胸部、腹部の操作によるもの		104,190
現行		改 定		
【胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術】		【胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術】		
【注の追加】		注 有茎腸管移植を併せて行った場合 は、7.500点を加算する。		

●注の追加

バルーン内視鏡を用いて実施した場合の加算

項目	現 行	改 定
K685 内視鏡的胆道結石除去術	【追加】	3.500点
K686 内視鏡的胆道拡張術	【追加】	3.500点
K687 内視鏡的乳頭切開術	【追加】	3.500点
K688 内視鏡的胆道ステント留置術	【追加】	3.500点
K735-2 小腸・結腸狭窄部拡張術 (内視鏡によるもの)	【追加】	3.500点

●注の追加

K803膀胱悪性腫瘍手術

現行	改 定	
【膀胱悪性腫瘍手術】	【膀胱悪性腫瘍手術】	
【注の追加】	注 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による 観察を行った場合には、狭帯域光強調加 算として、200点を所定点数に加算する。	

K809-2 膀胱尿管逆流手術

現行	改 定
【膀胱尿管逆流手術】	【膀胱尿管逆流手術】
【注の追加】	注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せ て実施した場合は、9.400点を加算する。

●注の追加/見直し

K898 帝王切開術

現 行		改 定	
【帝王切開術】 【注の追加】	訂正: 歳⇒週	【帝王切開術】 注 複雑な場合については、2.000点を所 定点数に加算する。	
●複雑とは ①前置胎盤の合併症を認めるもの ②32歳未満の早産の場合 ③胎児機能不全を認めるもの ④常位胎盤早期剥離を認めるもの			

⑤開腹歴(腹腔・骨盤腔内手術の既往をいう)のある妊婦に対して実地する場合

追加

K920 輸血

現 行	改定
【輸血】	【輸血】
注6 不規則抗体検査の費用として検査 回数にかかわらず1月につき200点を 所定点数に加算する。ただし、頻回に 輸血を行う場合にあっては、1週間に 1回を限度として、200点を所定点数に 加算する。	注6 不規則抗体検査の費用として検査 回数にかかわらず1月につき <u>197点</u> を 所定点数に加算する。ただし、頻回に 輸血を行う場合にあっては、1週間に 1回を限度として、 <u>197点</u> を所定点数に 加算する。 238

●注の見直し

K931 超音波凝固切開装置等加算

現行	改 定
【超音波凝固切開装置等加算】	【超音波凝固切開装置等加算】
注 胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術 又は悪性腫瘍等に係る手術に当たって、 超音波凝固切開装置等を使用した場合 に算定する。	注 胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術、 悪性腫瘍等に係る手術又は <u>バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)</u> に当たって、 超音波凝固切開装置等を使用した場合 に算定する。

K932 創外固定器加算

現 行	改 定
【創外固定器加算】	【創外固定器加算】
注 K046、K056-2、K058、K073、K076 又はK125に掲げる手術に当たって、 創外固定器を使用した場合に算定する。	注 K046、K056-2、K058、K073、K076、 K078、K123-2 又はK125に掲げる 手術に当たって、創外固定器を使用し た場合に算定する。

●注の見直し

K934 副鼻腔手術用内視鏡加算

現行	改定	
【副鼻腔手術用内視鏡加算】	【副鼻腔手術用内視鏡加算】	
注 K350からK352まで、K352-3、 K362-2及びK365に掲げる手術に 当たって、内視鏡を使用した場合に 算定する。	注 K350、K352、K352-3、K362-2及び K365に掲げる手術に当たって、内視鏡 を使用した場合に算定する。	

K934-2 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算

現 行	改 定	
【副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算】	【副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算】	
注 K340-3からK340-7及びK349から K365までに掲げる手術に当たって、副 鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を 使用した場合に算定する。	注 K340-3からK340-7まで及びK350 からK365までに掲げる手術に当たって、 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を 使用した場合に算定する。	

●注の見直し

【K936 自動縫合器加算】 新たに追加された項目 【K936-2 自動吻合器加算】 【K939 画像等手術支援加算】

項目			点数	
K055-2		大腿骨頭回転骨切り術 直機等手術 支援加算 44,0		
K055-3 大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術 画像等手術 支援加算				37,570点
K529-2 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術 自動縫合器加第		自動吻合器加算		
	1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの		125,240点
	2 胸部、腹部の操作によるもの 104,		104,190点	
K656-2		腹腔鏡下胃縮小術 届出 自動縫合器加算	現行	改定
		(スリーブ状切除によるもの)	36,410点	40.050点

●名称を変更する項目

区分番号	旧手術項目名	新手術項目名
K125	骨盤骨折観血的手術 (腸骨翼骨折を除く。)	骨盤骨折観血的手術 (腸骨翼骨折観血的手術及び 寛骨臼骨折観血的手術を除く。)
K171-2	内視鏡下経鼻的下垂体 腫瘍摘出術	内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術
K446 1	徒手的授動術 (パンピングを併用した場合)	徒手的授動術
K555-2	経皮的大動脈弁置換術	経力テーテル大動脈弁置換術
K599-5	経静脈電極抜去術 (レーザーシースを用いるもの)	経静脈電極抜去術
K642-2	腹腔鏡下後腹膜腫瘍摘出術	腹腔鏡下大網、腸間膜、 後腹膜腫瘍摘出術
K702 1	膵尾部切除術 (腫瘍摘出術を含む。)の場合	膵尾部切除術の場合
K721	内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術

【 III −8(重点的な対応が求められる分野/イノベーションの適切な評価) −⑥】 手術等医療技術の適切な評価 骨子【 III −8(8)】

- ●手術等医療技術の適切な評価
- ●医療技術評価分科会における検討結果等を踏まえ、既収載技術の再評価 (廃止を含む。)、新規技術の保険導入を行う。

[評価・再評価を行う技術の例]

- (1) 経皮酸素ガス分圧連続測定(資料2)
- (2) 関節鏡下股関節唇縫合術
- (3) 内視鏡下鼻中隔手術
- (4) 無菌製剤処理料1の評価の見直し
- (5) 発達障害の要支援度評価尺度
- (6) 鼻腔・咽頭拭い液採取料
- (7) 血漿交換療法の対象疾患拡大
- (8) 腹腔鏡下膵体尾部切除術の対象拡大

[廃止を行う技術の例]

- (1) D301 気管支鏡検査、気管支力メラ
- (2) D007·1 膠質反応(ZTT)

【 III −8(重点的な対応が求められる分野/イノベーションの適切な評価)ー⑥】 手術等医療技術の適切な評価 骨子【 III −8(8)】

●先進医療会議における検討結果を踏まえ、新規技術について保険導入を行う。

[優先的に保険適用すべきとされた医療技術]

- (1) 凍結保存同種組織を用いた外科治療
- (2) 陽子線治療
- (3) 重粒子線治療
- (4) 非生体ドナーから採取された同種骨・靱帯組織の凍結保存
- (5)RET遺伝子診断
- (6) 実物大立体臓器モデルによる手術支援
- (7) 単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染迅速診断
- (8) 網膜芽細胞腫の遺伝子診断
- (9) 腹腔鏡下仙骨膣固定術
- (10) 硬膜外自家血注入療法(資料3)
- (11) 食道アカラシア等に対する経口内視鏡的筋層切開術
- (12) 内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術
- (13) 内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下腎部分切除術

【L特揭診療料】50麻酔

麻酔

●注の追加

L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

LUUU イグノスは以目門押目による闭頭相採以上为杯計	
現行	改定
【マスク又は気管内挿管による 閉鎖循環式全身麻酔】	【マスク又は気管内挿管による 閉鎖循環式全身麻酔】
【注の追加】	注9 L100に掲げる神経ブロックを併せて行った場合は、45点を所定点数に加算する。 注10 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者について、腹腔鏡下手術(K672-2に掲げる腹腔鏡下胆嚢摘出術及びK718-2に掲げる腹腔鏡下虫垂切除術を除く。)が行われる場合において、術中に非侵襲的血行動態モニタリングを実施した場合に、非侵襲的血行動態モニタリング加算として、500点を所定点数に加算する。

麻酔

●注の追加

L008-2 低体温療法(1日につき)

現行	改定
【低体温療法】	【低体温療法】
【注の追加】	注2 心肺蘇生中に咽頭冷却装置を使用して 低体温療法を開始した場合は、 低体温迅速導入加算として、 5.000点を所定点数に加算する。